

# 第七十七回国会 衆議院 農林水産委員会 議議録 第八号

(一七九)

昭和五十一年五月十一日(火曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 渡 徹郎君

理事 今井 勇君

理事 島田 安夫君

理事 山崎平八郎君

理事 角屋堅次郎君

理事 足立 篤郎君

理事 江藤 隆美君

理事 金子 岩三君

佐々木秀世君

丹羽 兵助君

森下 元晴君

島田 琢郎君

野坂 浩賢君

馬場 昇君

諫山 博君

瀬野栄次郎君

出席國務大臣 農林大臣 安倍晋太郎君

出席政府委員 農林大臣官房長 吉岡 整治君

農林省農林經濟局長 今村 誠君

農林省構造改善局長 岡安 誠君

農林省食品流通局長 舟橋 義定君

委員外の出席者 厚生省年金局企画課長 農林水產委員會調査室長

和見君 持永 和見君

基準労働省労働基準監督課長

尾崎 紹君

農林水產委員會調査室長

五月十日  
昭和五十一年産米の事前売渡限度数量の増枠に関する請願(芳賀貢君紹介)(第四三〇一號)  
は本委員会に付託された。

五月十日  
昭和五十一年産米の事前売渡限度数量の増枠に関する請願(芳賀貢君紹介)(第四三〇一號)  
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

農業者年金制度は、農業者の経営移譲及び老齢について必要な年金の給付を行うことによって、農業経営の近代化及び農地保有の合理化に寄与するとともに、農業者の老後生活の安定と福祉の向上に資することを目的として、昭和四十六年一月に発足したものであります。

本制度につきましては、昭和四十九年度に年金給付水準の引き上げ等を内容とする制度の改善充実が図られたところであります。その後における農業をめぐる諸情勢に変化が見られること、厚生年金保険、国民年金等の公的年金制度において制度の改善充実が図られようとしていること等にかんがみ、年金給付水準の引き上げ等を中心にして、速やかに制度の改善充実を図る必要が生じておりますので、今回、本制度の改正を行ふこととし、この法律案を提出いたしました次第であります。

次にこの法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、年金額の引き上げであります。経営移譲年金及び農業者老齢年金の年金額につきましては、前回の制度改正以後における農業所得の推移と厚生年金及び国民年金における給付水準の改善の状況を総合的に勘案して、現行の一・四八倍に引き上げることとし、これにより農業者年金制度がねらいとする政策的効果を上げ得るよういたしております。

第二に、保険料の額の改定であります。今回、年金額の引き上げを行ふこと等に伴いまして、年金額の改定に付託された法律案

等の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○安倍國務大臣 農業者年金基金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農業者年金制度は、農業者の経営移譲及び老齢について必要な年金の給付を行ふことによって、農業経営の近代化及び農地保有の合理化に寄与す

るとともに、農業者の老後生活の安定と福祉の向上に資することを目的として、昭和四十六年一月に発足したものであります。

本制度につきましては、昭和四十九年度に年金給付水準の引き上げ等を内容とする制度の改善充実が図られたところであります。その後における農業をめぐる諸情勢に変化が見られること、厚生年金保険、国民年金等の公的年金制度において制度の改善充実が図られようとしていること等にかんがみ、年金給付水準の引き上げ等を中心にして、速やかに制度の改善充実を図る必要が生じておりますので、今回、本制度の改正を行ふこととし、この法律案を提出いたしました次第であります。

次にこの法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、年金額の引き上げであります。経

営移譲年金及び農業者老齢年金の年金額につきま

しては、前回の制度改正以後における農業所得の

推移と厚生年金及び国民年金における給付水準の

改善の状況を総合的に勘案して、現行の一・四八

倍に引き上げることとし、これにより農業者年金

制度がねらいとする政策的効果を上げ得るよう

いたしております。

第二に、保険料の額の改定であります。今回、

年金額の引き上げを行ふこと等に伴いまして、年

金額の改定に付託された法律案

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改

正する法律案

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員

共済組合からの年金の額の改定に関する法律

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改

正する法律案

変貌してまいつております。これらに対応した制度の改善が各方面から強く要請されているのであります。政府におきましてもこれら的情勢にかんがみ、農業及び農業共済に関する学識経験者の意見を慎重に検討してまいりましたが、その結果、補償内容の充実と合理化を図ること、農業共済団体及び農業共済基金の運営の改善を図ることを旨として、農業災害補償制度の改正を行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の主な内容について御説明申し上げます。

まず第一は、農作物共済の充実と合理化であります。

その一は、補償水準の引上げでありまして、農作物共済の単位当たり共済金額は、従来、米麦の価格の九割を限度として定めていましたが、この限度を米麦の価格まで引き上げることとし、実損でん補割合の引き上げを図ることといたしております。

その二は、引受方式の改善に関するものであります。現行の農作物共済には、耕地ごとに三割まで、現行の農作物共済には、耕地ごとに三割以上の被害があった場合に共済金を支払う一筆単位引受方式と農家ごとに二割以上の被害があつた場合に共済金を支払う農家単位引受方式とがござりますが、最近における被害の発生態様の変化等に対応して補償の合理化を図るため、これらの引受方式のはか、農家ごとに増収量と減収量を相殺して一割以上の被害があつた場合に共済金を支払う農家単位引受方式を採用することができる道を開くことといたしております。

その三は、水稻病害虫防除に関する共済金支払の特例の新設であります。近年における水稻の被害の発生態様の変化等にかんがみ、共同防除体制が確立した地域において病害が異常に発生した場合に、病害虫防除を共にして行つたときは、当分の間、その防除に要した費用のうち一定額を共済金として支払うことといたしております。

第二は、蚕桑共済の充実であります。

最近における養蚕経営の変化、養蚕技術の進歩、被災の発生態様の変化等に対応して、補償の充実を図るため、共済事故の拡大、補償限度の引き上げ、蚕期区分の導入等の措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

第三は、畜産共済の改善であります。近年における食糧需給の動向に対応して、生産の伸長の著しい肉豚を畜産共済の共済目的に加えることといたしますとともに、畜産振興の重要性及び最近における畜産経営の実態にかんがみ、農家の負担の軽減による加入の促進を図るために、牛及び種豚に係る共済掛金の国庫負担を大幅に引き上げるとともに肉豚についても共済掛金の国庫負担をすることといたしております。

第四は、果樹共済の合理化であります。現行制度は、気象上の原因による灾害、病虫害等のすべての災害による果実の減収を共済事故としており、その選択を認めないこととなつておりますが、新たに果樹栽培経営の必要性に見合つた共済事故の選択ができることとし、加入の促進を図ることといたしております。

最後に、農業共済基金の業務範囲の拡大であります。現行の農業共済基金の業務は、保険金及び共済金の支払に必要な資金の貸し付け等に限られておりますが、農業災害補償事業の健全な運営に資するため、從来の業務に支障のない範囲内で、保険金の貸し付け等の業務を追加することといたしております。

なお、以上のはか、農業共済団体の組織運営の改善、家畜共済に係る組合等の手持責任の強化等所要の改善整備を行うことといたしております。

以上がこの法律案を提出する理由及びその主要な内容であります。

次に、野菜生産出荷安定法は、指定野菜について、野菜生産出荷安定法は、指定野菜について、

菜指定産地生産出荷近代化計画の制度、その価格の著しい低落に対処する野菜生産出荷安定資金協会の制度等を定め、その生産及び出荷の安定を図り、もって野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資することを目的として昭和四十一年に制定されました。本法に基づく野菜生産出荷安定制度については、年々その対象野菜、対象地域等の拡大、価格補てん事業の内容充実等を行つてきました。

しかしながら、野菜の消費の多様化及び平準化、流通の広域化の進展等最近における野菜に関する諸事情の変化に対応して、野菜の供給の安定を図ることが急務となつておりますので、制度の対象となる消費地域の拡大及び野菜供給安定対策の実施体制の整備等を行ふこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一は、指定消費地域の要件の改正であります。從来、指定消費地域は、人口の集中の著しい大都市及びその周辺の地域に限られておりましたが、これを今回、野菜の消費上重要な、かつ、相当の人口を有する都市及びその周辺の地域に改めることといたしております。これにより、価格補てん事業の対象となる出荷先である消費地域を拡大し、当該地域における野菜の供給の安定を図らうとするものであります。

第二は、野菜供給安定基金の設備であります。本基金は、野菜生産出荷安定資金協会と昭和四十七年以降消費地域において需給の不均衡に直接対処する事業を行ってきた財團法人野菜價格安定基金の機能を統合した上、新たな業務をも行うこととして設けられるものであります。野菜の生産、流通及び消費について学識経験を有する者の発意により設立される法人としております。

今回の改正は、恩給制度、国家公務員共済組合制度その他の共済組合制度の改善に準じて、既裁定年金の額の引上げ、最低保障額の引上げ等による給付内容も逐次改善を見てまいりました。

農林漁業団体職員共済組合制度は、農林漁業団体職員の福利厚生の向上を図り、農林漁業団体の円滑な運営に資するための制度として実施され、提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

次に、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。農林漁業団体職員共済組合制度は、農林漁業団体職員の福利厚生の向上を図り、農林漁業団体の円滑な運営に資するための制度として実施され、その給付内容も逐次改善を見てまいりました。

今回の改正は、恩給制度、国家公務員共済組合制度その他の共済組合制度の改善に準じて、既裁定年金の額の引上げ、最低保障額の引上げ等による給付内容も逐次改善を見てまいりました。農林漁業団体職員共済組合制度は、農林漁業団体職員の福利厚生の向上を図り、農林漁業団体の円滑な運営に資するための制度として実施され、その給付内容も逐次改善を見てまいりました。

以上がこの法律案を提出する理由及びその主要な内容であります。

次に、野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

野菜生産出荷安定法は、指定野菜について、野菜の買入れ、保管及び売り渡しの業務、野菜の保管施設の設置及び管理の業務等に加えて、新たに、指定野菜及びこれに準

する重要な野菜を対象として都道府県の法人が行う価格補てん事業に対する助成の業務等を行つことをといたしております。

また、本基金に評議員会を設けてその運営に関する事項を審議させることとする等の規定を設けております。

ましては、本基金の登録を受けた出荷団体を通じて生産者補給金を交付することといたしております。

退職年金等の最低保障額の引き上げを行つております。

次に、障害給付の改善措置であります。これは、

職務によらない障害年金及び障害一時金に係る受給資格期間につき、新たに他の公的年金制度の加入期間を通算することとするほか、障害年金の廃疾認定日の繰り上げを行おうとするものであります。

第三に、遺族給付の改善措置であります。これは、職務によらない遺族年金の受給資格期間につき障害給付の場合と同様、新たに他の公的年金制度の加入期間の通算措置を講ずるとともに、寡婦加算制度を創設し、老齢または子のある寡婦に係る遺族年金に一定額を加算することとするほか、従来からの扶養加算の額について増額しようとするものであります。また、通算遺族年金制度を創設し、通算退職年金の受給権者が死亡した場合は、その遺族に通算遺族年金を支給することといたしております。

最後に、掛金及び給付の額の算定の基礎となる標準給与の月額の上下限の引き上げを行うこととしたしております。

その他、恩給制度及び国家公務員共済組合制度等の改善に準じ、所要の改善措置を講ずることといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げる次第であります。

(拍手)

○岡安委員長 引き続き、各案について順次補足説明を聽取いたします。岡安構造改善局長。

○岡安政府委員 農業者年金基金法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきまして

は、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一に年金額の引き上げであります。

まず、経営移譲年金の額につきましては、保険料納付済み期間一月につき、現行は六十歳から六十四歳までが千七百六十円、六十五歳以後は百七十円であります。これをそれぞれ二千六百円及び二百六十円といずれも現行の一・四八倍に引き上げております。

これにより、六十歳から六十四歳までの間に支給される経営移譲年金の額は、二十八年加入者に例をとれば月額四万九千二百八十円から月額七万二千八百円に引き上げられます。また、本年から支給が開始されます五年加入者の場合には月額一万七千六百円から月額二万六千円に引き上げられることとなります。

次に農業者老齢年金の額につきまして、保険

料納付済み期間一月につき、現行は四百四十円であります。これも経営移譲年金と同様現行の一・四八倍とし、六百五十円とすることいたしております。

第二に保険料の額の改定であります。昭和五十二年一月から十二月までの保険料の額につきましては、すでに提案理由において申し述べましたよ

うに、現行の保険料の額に年金給付水準の引き上

げ率と同率の一・四八倍を乗じた二千四百五十円

とし、以後、昭和五十三年一月から十二月までの

保険料の額につきましては、一月につき二千八百七十円、昭和五十四年一月以後の保険料の額につきましては、一月につき三千二百九十円とするこ

とといたしております。

第三に農業後継者に対する措置であります。

その第一点は、農業後継者の育成を図る見地から保険料の軽減措置であります。この軽減措

置は、三十五歳未満の者であつて一定の要件に適

合するものに適用することといたしております。

現行の農作物共済において、災害を受けた際に支払われる共済金の額は、一筆単位引受方式にあっては、各耕地区ごとに基準収穫量の三割以上

き千七百五十円、昭和五十三年一月から十二月までの保険料の額につきましては、一月につき二千五十円、昭和五十四年一月以後の保険料の額につきましては、一月につき二千三百五十円とするこ

といたしております。

なお、軽減された保険料につきましては、拠出時の国庫補助の割合を引き上げることとし、一般的保険料に係る国庫補助が十分の三であるのに対し、本措置により軽減された保険料に係る国庫補助につきましては、十分の五とすることいたしております。

農業後継者に対する措置の第二点は、後継者に

対する経営移譲の要件の改正であります。提案理由におきましても申し上げましたように、後継者に対する経営移譲の要件として所有権の移転による方法のほか、使用収益権の設定による方法を認めることにより経営移譲の円滑化を図ろうとするものであります。

なお、本措置とあわせて支給停止に関する規定の整備も行うことといたしております。

このほか、失跡宣告を受けた者に対する措置、年金額の端数処理に関する措置等所要の措置を講ずることといたしております。

以上をもしまして農業者年金基金法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終ります。

○吉岡裕政府委員 農業災害補償法及び農業共

済基金法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

まず第一に、農作物共済の充実と合理化に資するための措置について御説明申し上げます。

その一は、補償水準の引き上げに関するもので

あります。

現行の農作物共済において、災害を受けた際に

支払われる共済金の額は、一筆単位引受方式に

あっては、各耕地区ごとに基準収穫量の三割以上

の減収があつた場合に、また昭和四十七年に導入

された農業後継者に対する措置であります。

その第一点は、農業後継者の育成を図る見地から保険料の軽減措置であります。この軽減措

置は、三十五歳未満の者であつて一定の要件に適

合するものに適用することといたしております。

現行の農作物共済において、災害を受けた際に

支払われる共済金の額は、一筆単位引受方式に

あっては、各耕地区ごとに基準収穫量の三割以上

の減収があつた場合に、また昭和四十七年に導入

されたいわゆる半相殺の農家単位引受方式にあっては、農家ごとに、被害のあった耕地の減収量の合計がその農家の総基準収穫量の二割を超える場合に、それぞれその超えた数量に単位当たり共済金額を乗じて算出することとなつております。この場合の単位当たり共済金額につきましては、一月につき二千五百円、昭和五十四年一月以後の保険料の額につきましては、一月につき二千三百五十円とするこ

といたしております。

なお、軽減された保険料につきましては、拠出割合を限度として主務大臣が定めた金額のうちから選択することとなつております。

改正案では、この場合の単位当たり共済金額の限度を米麦の価格の十割まで引き上げることとい

たしました。この結果、全損の場合の実損てん補

割合は、最高の単位当たり共済金額を選択した場合、一筆単位引受方式では七割、いわゆる半相殺

の農家単位引受方式では八割、次に述べます新し

い方式の農家単位引受方式では九割となり、従来

に比し相当程度補てん内容を充実し得るものと考

えております。

その二は、引受方式の改善に関するものであります。

現行の引受方式は、一筆単位引受方式といわゆる半相殺の農家単位引受方式であり、そのいすれかを組合等が選択することになつておりますが、災害を受けた農家の所得を合理的に補てんする

ことといたしました。すなわち、近年普及が進

みつつあるカントリーエレーテー等の施設を利

用する等により農家ごとの収穫量を適正に把握できることといたしました。すなわち、近年普及が進

みつつあるカントリーエレーテー等の施設を利

等の地域内の収穫皆無耕地については、農家単位引受方式によつては共済金が支払われないような場合であつても、当分の間、その耕地ごとに共済金を支払うこととしたしました。

その三は、水稻病害に対する損害防止給付に関する特例の新設であります。

現行の農作物共済は、災害発生に伴う農作物の収穫量の減少について共済金を支払う方式をとつております。しかしながら、近年における水稻の被害発生態様を見ますと、耕種技術の改良、風水害の減少により、その被害量は全体としてかなり減少しているものの、病虫害による損害は相対的に増大する傾向にあること等にかんがみ、従来から、本制度における病虫害防止機能を拡充強化すべきである旨の強い要請があつたのであります。

このため、今回、共同防除体制が整備された地域において、病虫害が異常に発生し、組合員等がその病害虫の防除を共同して行ったときは、当分の間、その防除に要した農薬費、動力燃料費につき一定の限度で共済金を支払うこととしたしました。

このほか、農作物共済につきましては、水稻に係る病虫害の事故除外、いわゆる全相殺の農家単位引受方式及び水稻病害損害防止給付を農林大臣の指定する地域で行うこととしたことに伴い、組合等の区域内にこれらの地域が存する場合は、それにより区分される危険の程度に応じて共済掛金率等を定めるとともに、保険関係及び再保險関係もこの区分ごとに成立することとしたしました。

第二に、蚕糸共済の充実に資するための措置について御説明申し上げます。

その一は、共済事故の拡充に関するものであります。

近年、東北地方等の豪雪地帯を中心に、冬季間に桑の樹皮等が野風による食害を受け、その結果、桑葉が減収するといった被害が発生しておりますので、新たに、共済事故として桑葉の獣害による減収を加えることといたしました。

なお、この共済事故は、現行の共済責任期間の始期である桑の桑芽期より前の冬期間に多く発生いたしますので、この共済事故を選択する地域においては、共済責任期間の始期を前年の桑の落葉期まで早めることといたしました。

その二は、蚕期区分の導入に関するものであります。

近年、養蚕施設の効率的利用、労力の平準化を図る等のため、多回育蚕が普及し、かつ、それが定着している地域がございますが、そのような地域におきましては、その経営実態に即応して共済目的に蚕期区分を設け、その区分ごとに共済金の支払い額を決定することといたしました。

現行の蚕糸共済における単位当たり共済金額は、繭の価格の六割を標準として主務大臣の定められたものであります。畜産振興の重要性及び最近における畜産経営の実態にかんがみ、今回、共済掛金の国庫負担を牛については二分の一、種豚については五分の二に引き上げるとともに、肉豚が他の農業共済事業との均衡を考慮して、これを繭の価格の七割まで引き上げて、補償の充実を図ることといたしました。

第三に、家畜共済の改善に関する措置について御説明申し上げます。

その一は、共済目的の拡大であります。現行の家畜共済では、末端の共済事業を行なう組合等は特別の事由のある場合を除き、その総共済金額のすべてを農業共済組合連合会の保険に付し、連合会は、これを県ごとに取りまとめた上、そのうちの一定部分を保留して、残りの部分を政府の再保険に付することになっておりますが、組合の区域の広域化に伴い家畜共済についても一般的に共済責任の一部を組合等に保有させる条件が整ってきたこと等にかんがみ、改正法案では共済責任のうち原則としてその一部を組合等において保有して、その残りの部分を連合会の保険及び政府の再保険に付することといたしました。この結果、農家の負担する掛金の一部が組合等に保留され、組合等の責任ある業務執行が期待されることであります。

その二は、共済掛金の国庫負担の改善であります。

す。

現行の家畜共済の共済掛金国庫負担は、牛は、包括共済の場合原則五分の二とし、特に、飼養規模が、乳牛の雌に関しては三頭以上四十九頭以下の者、肉用牛に関しては三十九頭以下の者に対して二分の一とし、主として自給飼料によらないで乳牛の雌を飼養する者に対して三分の一とし、また、個別共済の場合五分の二としており、種豚は、三分の一を国庫が負担しております。

以上述べました現行の共済掛金の国庫負担方式は、昭和四十六年における制度改正により定められたものであります。畜産振興の重要性及び最近における畜産経営の実態にかんがみ、今回、共済掛金の国庫負担を牛については二分の一、種豚については五分の二に引き上げるとともに、肉豚が他の農業共済事業との均衡を考慮して、これを繭の価格の七割まで引き上げて、補償の充実を図ることといたしました。

現行の農業共済基金の業務及び組織の整備強化に関する措置について御説明申し上げます。

まず、農業共済基金の業務範囲の拡充に関するものであります。

現行の農業共済基金の業務は、農業共済組合連合会または組合等が保険金または共済金の支払いに不足を生じたときに資金の貸し付けまたは債務の保証を行うことに限られておりますが、近年における災害発生態様の変化により会員等の事業収支が改善され、農業共済基金の資金事情が好転しております。

その二は、組合等の共済責任の拡充であります。現行の家畜共済では、末端の共済事業を行なう組合等は特別の事由のある場合を除き、その総共済金額のすべてを農業共済組合連合会の保険に付し、連合会は、これを県ごとに取りまとめた上、そのうちの一定部分を保留して、残りの部分を政府の再保険に付することになっておりますが、組合の区域の広域化に伴い家畜共済についても一般的に共済責任の一部を組合等に保有させる条件が整ってきたこと等にかんがみ、改正法案では共済責任のうち原則としてその一部を組合等において保有して、その残りの部分を連合会の保険及び政府の再保険に付することといたしました。この結果、農家の負担する掛金の一部が組合等に保留され、組合等の責任ある業務執行が期待されることといたしました。

以上のほか、農業共済団体の組織及び運営に関する規定を整備することとし、前述の組合等の区域の一部における事業実施に関する規定のほか、農業共済団体の自主的判断により、特定の場合に構成等についての規定を整備することといたしました。

また、農業共済基金の組織につきましてもその事業執行体制を強化するとともに、運営委員会の構成等についての規定を整備することといたしました。

以上のほか、農業共済団体の組織及び運営に関する規定を整備することとし、前述の組合等の区域の一部における事業実施に関する規定のほか、農業共済団体の自主的判断により、特定の場合に役員及び総代の選挙を省略できること等事業運営の円滑な推進を図るために改正をあわせて行なうことといたしました。

最後に、この制度改正の実施時期であります。農業共済団体の選挙を省略できること等事業運営の円滑な推進を図るために改正をあわせて行なうことといたしました。

以上をもちまして提案理由の補足説明を終わります。

ます。

○**委員長** 次に、今村食品流通局長。

○**今村(實)政府委員** 野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきま

す。

第一は、指定消費地域の要件の改正であります。従来人口集中の著しい大都市及びその周辺の地域で政令で定めるものとされておりました指定消費地域を、野菜の消費上重要であり、かつ、相当の人口を有する都市及びその周辺の地域で政令で定めるものと改めることとし、相当規模の地方都市についても指定することができるここといたしました。

第二は、野菜供給安定基金についてであります。

野菜供給安定基金は、次の業務を行うこととしております。

第一は、指定消費地域における指定野菜の価格の著しい低落があった場合において、基金の登録を受けた出荷団体を通じる生産者補給金の交付を行なっています。

なお、この登録を受ける資格を有する出荷団体は、従来の野菜生産出荷安定資金協会の会員たる資格と同じく、指定野菜を野菜指定産地から指定消費地域に出荷する農業協同組合連合会等としております。

その二は、指定消費地域における一定の指定野菜の安定的な供給を図るためにその買い入れ、保管及び売り渡しを行うことであります。すなわち、タマネギ等をあらかじめ買い入れておき、価格高騰時に売り渡しするのであります。

その三は、指定消費地域における野菜の安定的な供給を図るためにの保管施設、すなわち大規模低温貯蔵庫の設置及び管理を行なうことであります。

その四は、都道府県の公益法人が指定野菜及びこれに準ずる重要な野菜の安定的な供給を図るた

めに行なう価格補てんの事業で一定の要件を満たすものについての助成を行うことであります。

そのほか、野菜の安定的な供給を図るため必要な業務等を行なうこととしております。

以下、業務に関する事項以外の野菜供給安定基金の概要を御説明申し上げます。

設立につきましては、野菜供給安定基金は、野菜の生産、流通及び消費について学識経験を有する者七人以上が発起人となり、定款及び事業計画を農林大臣に提出して、設立の認可を申請し、所定の手続を経て成立することいたしております。

このほか、財務及び会計に関する事項等を規定しております。

第三は、野菜生産出荷安定資金協会及び財團法人野菜價格安定基金から野菜供給安定基金への権利義務の引き継ぎ等についてであります。

野菜生産出荷安定資金協会及び昭和四十七年八月十六日に設立された財團法人野菜價格安定基金の一切の権利及び義務は、野菜供給安定基金の成立のときにおいて同基金に承継されるものとし、そのときにおいて、既存の二団体は解散することいたしております。

このほか、施行期日に関する規定その他所要の規定を整備することいたしております。

以上をもちまして、野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○**委員長** 次に、吉岡農林經濟局長。

○**吉岡(裕)政府委員** 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきましても、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

この法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

この法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていたきました。

まず第一は、既裁定年金の額の引き上げであります。これは、昭和四十九年度以前に給付事由が生じた退職年金、減額退職年金、障害年金、遺族年金及び通算退職年金につきまして、その年額の算定の基礎となつた平均標準給与を、昨年度の国家公務員の給与の上昇率を基準として、七年から一一・五%までの率で引き上げることにより年金額を引き上げることいたしております。な

お、その改定時期につきましては、毎年度繰り上げてきており、本年度は、昭和五十一年七月といたしております。第二は、最低保障額の引き上げであります。これは、退職年金、障害年金及び遺族年金につきましては、毎年度繰り上げることいたしております。第三は、退職年金、障害年金等の算定方法の改善であります。これは、退職年金等の算定方法のうち通算退職年金の額の算定方式に準ずる算定方式中の定額部分を年額三十三万九千六百円から三十九万六千円に引き上げることいたしております。これは、退職年金等の算定方法のうち通算退職年金の額の算定方式に準ずる算定方式中の定額部分を年額三十三万九千六百円から三十九万六千円に引き上げることいたしております。

第三は、退職年金等の算定方法の改善であります。これは、退職年金等の算定方法のうち通算退職年金の額の算定方式に準ずる算定方式中の定額部分を年額三十三万九千六百円から三十九万六千円に引き上げることいたしております。

第四は、職務によらない障害年金及び遺族年金等の受給資格の緩和であります。従来、職務による障害年金及び遺族年金を除き、受給資格期間は、組合員期間が一年以上としておりましたが、今回、組合員期間と他の公的年金制度の加入期間とを合算した期間が一年以上といたしておられます。

第五は、障害年金の療養認定日の繰り上げであります。これは、健康保険制度による療養の給付等を受けている者等に対する障害年金の療養認定日を、当該療養の給付等の開始後三年を経過したと

きから一年六月を経過したときに繰り上げることいたしております。

第六は、遺族年金に係る寡婦加算制度の創設及び扶養加算の増額であります。まず寡婦加算の額につきましては、遺族である子の数等に応じ二万四千円から六万円までの額を加算することとしたております。また扶養加算の額は、遺族である子一人当たり九千六百円から二万四千円に増額することいたしております。

第七は、通算遺族年金制度の創設であります。從来通算退職年金の受給権者が死亡した場合に遺族年金が支給されるのみで、退職年金の受給権者が死亡した場合その遺族に遺族年金が支給されるのに比較して不均衡があつたわけですが、今回これを是正しようとするものであります。なお、通算遺族年金の額は、通常退職年金の二分の一に相当する額といたしております。

第八は、掛金及び給付の額の基礎となる標準給与の月額の下限及び上限の引き上げであります。すなわち、標準給与の月額の下限につきましては五万二千円から五万八千円に引き上げるとともに、上限につきましては三十一万円から三十四万円に引き上げることいたしております。

第九は、老齢者等の退職年金等の割り増し措置の改善であります。これは、七十歳以上八十歳夫満の老齢者等に支給する退職年金、障害年金及び遺族年金につきましては、その額の算定の基礎となつた旧法組合員期間のうち二十年を超える年数につき、さらに五年を限度としてその超える年数に応じて割り増しを行なうこといたしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行つております。

○**委員長** 以上で各案の趣旨の説明は終わります。

○渕委員長 ただいま趣旨の説明を聽取いたしました四法案中、農業者年金基金法の一部を改正する法律案及び昭和四十四年度以降における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、以上の両案について審査を進めます。

両案に対する質疑の申し出がありますので、順次これを許します。野坂浩賢君。

○野坂委員 委員長からお示しのありました農業者年金基金法の一部改正、農林年金法の一部改正の二法案について質疑に入りたいと思います。

まず、農業者年金基金法の一部改正について局長にお尋ねをいたします。

いま大臣から提案理由の説明がございましたとおり、本年金基金法は政策年金として昭和四十五年の五月に成立をいたしました。そして四十六年一月一日から業務は開始をされたのであります。

政府は法律制定当初この加入者を約二百万人と予定しておりました。したがって、当初予算に計上されましたのは百八十五万人、四十九年度以降は百六十五万人を計上してまいられたわけであります。しかし、五十年の三月末の現状というのは、加入者は百十五万四千三百三十六名、こういうことになっております。前国会にもこの問題を取り上げまして局長にこのことをただしますと、PRが不足をしておった、したがつてしまつかりやると

いふうに御答弁をいたいたのであります。五年してもこのようないちどりをしておつたよりもはるかに下回る。農家戸数四百八十万に対しても百十五万人というのには余りにも少な過ぎるのではないか、こういふうに思ひます。したがつて、PRが不足しておつたと言わましたが、五年やつてもできないわけでありますから、ほかに原因があると私は思ひます。それは何な

のか明らかにしてもらいたいと思ひます。

○岡安政府委員 先生御指摘のとおり現在の農業者年金の被保険者の数は百十五万人でござります。これは加入予定者数百六十五万人を下回つておるわけでございますし、特に若年の加入者が少

ないわけでございます。これはいろいろ理由があると思いますし、先生御指摘のとおり從来のPRが必ずしも十分でなかつたということ、これは私どもも反省しなければならないと思っておりますが、その第一の理由は、いままでは制度開始以来ついて審査を進めます。

両案に対する質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。野坂浩賢君。

○野坂委員 委員長からお示しのありました農業者年金基金法の一部改正、農林年金法の一部改正の二法案について質疑に入りたいと思います。

まず、農業者年金基金法の一部改正について局長にお尋ねをいたします。

いま大臣から提案理由の説明がございましたとおり、本年金基金法は政策年金として昭和四十五年の五月に成立をいたしました。そして四十六年一月一日から業務は開始をされたのであります。

政府は法律制定当初この加入者を約二百万人と予定しておりました。したがって、当初予算に計上されましたのは百八十五万人、四十九年度以降は百六十五万人を計上してまいられたわけであります。しかし、五十年の三月末の現状というのは、加入者は百十五万四千三百三十六名、こういうことになつております。前国会にもこの問題を取り上げまして局長にこのことをただしますと、PRが不足をしておつた、したがつてしまつかりやると

いふうに御答弁をいたいたのであります。五年してもこのようないちどりをしておつたよりもはるかに下回る。農家戸数四百八十万に対しても百十五万人というのには余りにも少な過ぎるのではないか、こういふうに思ひます。したがつて、PRが不足しておつたと言わましたが、五年やつてもできないわけでありますから、ほかに原因があると私は思ひます。それは何な

のか明らかにしてもらいたいと思ひます。

○岡安政府委員 先生御指摘のとおり現在の農業者年金の被保険者の数は百十五万人でござります。これは加入予定者数百六十五万人を下回つておるわけでございますし、特に若年の加入者が少

ないわけでございます。これはいろいろ理由があると思いますし、先生御指摘のとおり從来のPRが必ずしも十分でなかつたということ、これは私どもも反省しなければならないと思っておりますが、その第一の理由は、いままでは制度開始以来ついて審査を進めます。

両案に対する質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。野坂浩賢君。

○野坂委員 委員長からお示しのありました農業者年金基金法の一部改正、農林年金法の一部改正の二法案について質疑に入りたいと思います。

まず、農業者年金基金法の一部改正について局長にお尋ねをいたします。

いま大臣から提案理由の説明がございましたとおり、本年金基金法は政策年金として昭和四十五年の五月に成立をいたしました。そして四十六年一月一日から業務は開始をされたのであります。

政府は法律制定当初この加入者を約二百万人と予定しておりました。したがって、当初予算に計上されましたのは百八十五万人、四十九年度以降は百六十五万人を計上してまいられたわけであります。しかし、五十年の三月末の現状というのは、加入者は百十五万四千三百三十六名、こういうことになつております。前国会にもこの問題を取り上げまして局長にこのことをただしますと、PRが不足をしておつた、したがつてしまつかりやると

いふうに御答弁をいたいたのであります。五年してもこのようないちどりをしておつたよりもはるかに下回る。農家戸数四百八十万に対しても百十五万人というのには余りにも少な過ぎるのではないか、こういふうに思ひます。したがつて、PRが不足しておつたと言わましたが、五年やつてもできないわけでありますから、ほかに原因があると私は思ひます。それは何な

のか明らかにしてもらいたいと思ひます。

○岡安政府委員 先生御指摘のとおり現在の農業者年金の被保険者の数は百十五万人でござります。これは加入予定者数百六十五万人を下回つておるわけでございますし、特に若年の加入者が少

ないわけでございます。これはいろいろ理由があると思いますし、先生御指摘のとおり從来のPRが必ずしも十分でなかつたということ、これは私どもも反省しなければならないと思っておりますが、その第一の理由は、いままでは制度開始以来ついて審査を進めます。

両案に対する質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。野坂浩賢君。

○野坂委員 委員長からお示しのありました農業者年金基金法の一部改正、農林年金法の一部改正の二法案について質疑に入りたいと思います。

まず、農業者年金基金法の一部改正について局長にお尋ねをいたします。

いま大臣から提案理由の説明がございましたとおり、本年金基金法は政策年金として昭和四十五年の五月に成立をいたしました。そして四十六年一月一日から業務は開始をされたのであります。

政府は法律制定当初この加入者を約二百万人と予定しておりました。したがって、当初予算に計上されましたのは百八十五万人、四十九年度以降は百六十五万人を計上してまいられたわけであります。しかし、五十年の三月末の現状というのは、加入者は百十五万四千三百三十六名、こういうことになつております。前国会にもこの問題を取り上げまして局長にこのことをただしますと、PRが不足をしておつた、したがつてしまつかりやると

いふうに御答弁をいたいたのであります。五年してもこのようないちどりをしておつたよりもはるかに下回る。農家戸数四百八十万に対しても百十五万人というのには余りにも少な過ぎるのではないか、こういふうに思ひます。したがつて、PRが不足しておつたと言わましたが、五年やつてもできないわけでありますから、ほかに原因があると私は思ひます。それは何な

のか明らかにしてもらいたいと思ひます。

○岡安政府委員 先生御指摘のとおり現在の農業者年金の被保険者の数は百十五万人でござります。これは加入予定者数百六十五万人を下回つておるわけでございますし、特に若年の加入者が少

いうことで、私どもはその狹まるのことを極力防止することを考えております。今回も後継者に対しまして保険料の軽減措置を考えておりますが、ただ、ばら農政上の目的から、将来農業生産の中核的担い手となる後継者を育成確保するという考え方で私どもはこの措置を考えているのでございます。したがつて、やはり私どもは、その年齢が三十五歳未満であることのほかに、農業経営主と後継者がともに年金に入加入していることと、さらにはやはり経営の耕地面積が一定規模あるような、将来とも日本の農業生産の中核的担い手になるような、そういう素地のある、そういう要件を備えた後継者に対しましてこの軽減措置を構じたいと思つておりますので、私どもは三十五歳未満とう年齢要件だけでこの軽減措置を講ずることは適当ではないといふふうに考えております。

○野坂委員 一定規模というのがわかりませんね。言われませんね。いままでは面積で言うのですよ。当然加入と任意加入は五十アールと三十アールでしよう。五十アールということになれば当然権利があるんじゃないですか。どうです、それは。

○岡安政府委員 現在の当然加入並びに任意加入のそれぞれの下限面積は、内地の場合御指摘のとおり当然加入は五十アールであり、任意加入は三十アールでござりますけれども、この特定の後継者の場合におきます要件としての経営耕地面積は、大体やはり都道府県におきます農業者の平均耕地面積と、いうものの頭に置きまして、各県ごとに決めてまいりたいといふふうに考えておるわけでござります。

○野坂委員 だれが決めるのです。

○岡安政府委員 これは政令で決めたといふふうに思つております。

○野坂委員 そうすると、たとえば実例を挙げるべし、私は幼少のときから親がありません。四歳や

五歳のときからありませんが、そのころから戸主であります。農業をやっておる。そうしますと、二町歩たとえはつくつておる。成長して二十歳になりました。これから入ります。そうすると二十五歳にはなっていなはずなんです。学割はない。これでは矛盾があるじゃないですか。一定規模以上だし、経営主だし。そうすると、学割という関係はどうなるのです。

○岡安政府委員 これはきわめて形式的な話で恐縮でございますけれども、親がない子供が成年等に達しまして農業者年金に入るという場合には、もう後継者ではなくて、当該経営の経営主として入るわけでございますので、これは今回の特定後継者に対する優遇措置はない。私どもはやはりその経営主がおりまして、その後継者を確保するという農政上の目的で優遇措置を講ずるわけでござりますので、親が加入しておいて、それから子供がさらに加入するという場合にこれを優遇し、促進をするというようになります。

○野坂委員 理屈だと思いまして、局長がおっしゃるものも。しかし、三十五歳未満という大前提でできるだけ入ってもらいたい、すそ野も広げてもらいたいと。三木総理が本会議で、本年度はいわゆる弱い者の方向に照準を当てて政治をするとおっしゃった。経営主だから親がなければ後継者になれぬ、だからあなたは経営主として当然加入で学割りなしで入れ、こういうのは考え方として私は問題があるのでないかと思いますね。さらに、経営主で当然加入しておって、息子さんが任意加入でなければそれは資格がない、おやじは五十アール持つておった、しかしその五十アールは持つておつたけれども、P R不足と余り魅力がない。現実に魅力がないことを数字があらわしておるわけです。だから入れなかつたが、息子は入つたらどうかというかつこうの場合も、当然加入しないといなからこの恩典に沿うことができない、こうしたことなんですね。そしてあなたは前提として、これから若い者ができるだけ入れて、すそ

野を広くして、そして保険料というものもある程度下げていこうという事唆のあるお答えをいたしました。それなのにこう何もかにも制限をつけて、親のない子は三十五歳でも経営主で、格とはおよよと離れて、まことに画一的な、事務的な方式としか考えられないが、あなたはこれを変更するという考え方にはお立ちになりませんか。どうです。

○岡安政府委員 確かに農業者年金の加入をふやす、それから所得の少ない方たちの保険料を軽減をするという観点だけから考えますれば、おっしゃるような御意見もあろうかと思ひますけれども、そういたしますと、農業者年金制度もやはり年金でございますので、特定の者に加入を容易にするという制度を導入するためには、ほかの国民年金とか厚生年金というような年金の制度の方と非常に関係がきてくるわけでござります。

今回、私どもが特定の後継者につきまして保険料の負担を軽減し、その反対給付といいますか、その裏側としまして国庫負担をふやしております。それはもっぱらやはり農政上の目的ということとで、これはほかの年金制度とは違うんだということで私どもは政府部内の意見を統一し、また改正をお願いいたしておるわけでござります。したがつて、私どもは、一面この制度が農業者年金の加入者をふやし、それを野が減ることを防止するごとに大いに役立つというふうに考えますけれども、本質はやはり農政の目的に沿った制度であるというふうに考えておりますので、おのずからこの特定後継者につきましては要件というものを課さざるを得ないというふうに思つておるわけでござります。

○野坂委員 私は反対ですね。そういう門戸を開ぎし要件をつける。しかし三十五歳以下はいま入つておる人たちもそういう点については十分配慮すべきだ、私はそう思います。時間がありません

これから、あなたはこれはいわゆる政策年金だ。だから他の年金とは違うんだ。だから国庫補助も多い、四六%もつけたんだ。こうおっしゃつておられます。しかし保険料を掛けた側から言いますと、平準保険料というものは一体どうなのかということを考えてみなければならぬと思うのであります。そこで、いまあなたがおっしゃった国民年金というのは、平準保険料は現在五千四十円ですね。五十二年の四月一日からは二千二百円、五十三年の四月一日からは二千五百円保険料を払うんですよ。いわゆる数理保険料です。そうすると国民年金の保険料は、半額以下ですね。厚年はどうです。男は千分の百五十五が千分の九十四になつて、本人が支払うのはその半額ということになる。女性の場合は千分の百二十五が千分の七十六で同じく本人負担は二分の一となります。いいですか。あなたがおっしゃつておるこの農業者年金基金は平準保険料は三千百七十六円です。御存じですね。この案によれば五十二年一月から十二月は二千四百五十円、五十三年の一月から十二月までは二千八百七十円、五十四年一月以降は三千二百九十円で、平準保険料を上回る。そしてこれを進めることによつて、いわゆる全額、農家が保険をやるというか、こうになつてくるわけです。これは保険料が高いんですよ。平準保険料から他の保険料に比べると、だから魅力がないんです。だから入らないんですね。ここに農業者年金基金の加入率低下の大きな原因を持つておる、私はそう指摘をせざるを得ません。あなたはどうお考えですか。

○岡安政府委員 確かに先生のおっしゃるような保険料計算になつておりますし、そういう計算を基礎にいたしまして今回私どもは五十二年いつばいの保険料、それから五十三年いつばいの保険料、五十四年以降というふうに三段階にこれを区分いたしまして、一舉に農民の保険料負担が上がるごとを緩和いたしているわけでございます。ただ、この金額だけで比べれば確かに国民年金の一人分

の支払い額と農業者年金の一人分の支払い額は農業者年金の方が多いわけでございますけれども、国民年金の場合にはこれは六十五歳から支給といふことにもなつておりますし、経営移譲すれば六十歳から六十五歳までは経営移譲年金が出来る。なお、この経営移譲年金の水準は厚年とほぼ同じような水準といふことで、国民年金の水準をはるかに上回る水準の年金が交付できるよう、そういうふうに設計をいたしているわけでござります。六十五歳以降におきましても、国民年金に加えて老齢年金並びに経営移譲者につきましては經營移譲年金についての十分の一が加算されるということで非常に優遇された内容になつておるということ、これがやはり保険料が高いことになる結果だらうと思います。しかし私どもは、やはりこの農業者年金が御指摘のとおり高齢者の加入が多く、それから設計におきましても、将来こそ野が減つてくるということから、ややともすれば保険料が高くなることを考えまして、私どもは、先ほど先生の御指摘のとおり、国庫負担につきましても、現在四十二・九%の国庫負担でございますが、これもすでにほかの年金制度に比べますと相当大幅な国庫負担をしているつもりでございますが、今回は後継者に対する軽減措置も加えましたので、四十六%という国庫負担にいたしております。その点も十分配慮をいたしておるつもりでござります。

○野坂委員 厚生年金の国庫補助が二〇%であることは国年が三二で、こちらは四六だから高いんだ、そんのは一つも理屈にならぬですよ。農民側に立つてみて、いわゆる数理保険料というか平準保険料から見れば非常に高い。だから魅力がないですよ。みんなに聞いてごらんなさい。あなたは机に座つて懸念をしているだけですからわからぬのです。もっと歩かぬとダメですね。これは変革を要するということを指摘して、またあしたやります。あなたはいまこれは政策年金だとおっしゃった。経営すればいいのじやないかということ

です。これは政策です。あなたのおっしゃるのは、やめて子供に譲れということなのです。いまの提案理由の説明は、「農業者の老後生活の安定と福祉の向上に資することを目的」としたものだ、こう言つて大臣はたつたいま説明しました。そして、当時この農業者年金基金というものができ上がりたときには佐藤総理は何と言いました。農民にも恩給ということを言いました。それがこのできた発足なのです。だから、年寄りを大事にしなければならぬ、老齢年金を中心進めるんだ、こういふ成立当初の発想であつたわけです。政策年金で経営移譲を促進するなら、國の政策に従つて進めらるべきことなのですから、もつと國は、四六%なんて言わないで、政策に合うためには思い切つた大胆な措置をするというのが政策年金として当然ではないか。私をして言わしむれば、経営移譲年金が中心であるならば、全額國庫負担であるこの程度の、離農年金と同じような措置をとつたらいい。そういうふうであります。その点についてはどうお考えですか。老齢年金を重視しなけれども、それが農民にも恩給をという思想なのです。そういうことを私は言いたいのです。どうです。

○岡安政府委員 老齢年金を重視すべきであるといたしましては、六十歳までに経営移譲をする人間は大体全体の二五%、それから六十歳から六十四歳までの期間におきましてはほん四〇%の方々が經營移譲をするというふうに想定をいたしまして計算をいたしております。

○野坂委員 それだったら、全体を一〇〇とすれば六十歳までは二五%で、六十四歳まで四十%ということになれば、大半の六〇%の諸君たちはみんな老齢年金をもらうということになるのですよ。そういうわけですか。

○岡安政府委員 ちょっとと言葉が足りなくて申しわけないわけでござりますけれども、先ほど申し上げましたように、六十歳までに二五%。六十から六十四歳までに四〇%ということで計算をいたしておりますが、これは年金制度が発足するときにいたしました厚生省調査でございますけれども、アンケート調査がございましたので、それをもとにとてそういう推定をいたしたわけでござりますが、この制度が発足し、現に年金を支給するということになれば、さらにこの経営移譲というものは促進をされる。したがつて、今後、ことしの一月から開始されます経営移譲年金の交付、それここで私どもは、やはり農業者につきましては、一般の老後保障のほかに農政上の目的があるということを理由にいたしましてこの年金を仕組んだわけがございますので、老齢年金を重点にし、それ

にウエートを置いたそういう制度を仕組むということはいかがかというふうに思つておられます。もちろん私どもは老齢年金の充実等につきましては、国民年金と合わせればその合計額がほぼ經營移譲年金ないし厚生年金並みになるようになります。

○野坂委員 老齢年金も考えておるけれども經營移譲年金というものを中心に考えるのだというお話であります。それでは、全体の移譲年金を受給する者の割合は、財政の計算の場合、何割考えておるのですか。

○岡安政府委員 財政計算上の私どもの予定いたしましては、六十歳までに経営移譲をする人間は大体全体の二五%、それから六十歳から六十四歳までの期間におきましてはほん四〇%の方々が經營移譲をするというふうに想定をいたしまして計算をいたしております。

○野坂委員 それは違うのです。私が言つたように、農業経営の近代化と農地保有の合理化に寄与して老後の保障云々といふことで、この前段をとらえて経営移譲年金というものを前に出した。いま財政計算をしますと将来ともに四割なんです。だからしなければもたぬということなんです。だから将来に私は不安を覚えると言つておるのであります。

○野坂委員 老齢年金も考えておるけれども經營移譲年金というものを中心に考えるのだというお話であります。それでは、全体の移譲年金を受給する者の割合は、財政の計算の場合、何割考えておるのですか。

○岡安政府委員 あなたのお説のとおり、六十歳以上六十五歳未満の給付は大体二十八年。厚年は二十八年勤めれば年金をもらつて、いわゆる九万円金になるわけですから、御承知のように七万二千八百円もららうのですね。それから六十五歳以上になると老齢年金をもらわなければですね。これは経営移譲年金というのがいわゆる一割の七千二百八十円になりますね。それから国民年金の付加給付というのは五千六百円になりますね。国民年金の定額給付といふのが四万九千四百円、農業者老齢年金が一万八千二百円で、二十八年で経営移譲をもらった七万二千八百円よりも多い八万四百八十円になると説明がしてありますね。そうですか。そのとおりですか。

○岡安政府委員 これは二十八年加入者の場合の計算で、おっしゃるとおりでございます。

○野坂委員 二十八年で、厚年も二十八年金で、逆算して、定額部分と報酬比例分をやつていますが、この制度が発足し、現に年金を支給するということになれば、さらにこの経営移譲というものは促進をされる。したがつて、今後、ことしの一月から開始されます経営移譲年金の交付、それらの状況等を見まして私どもはこの数字は変わつてくるものというふうに考えております。したがつて、経営移譲をしないで老齢年金だけをもらつて方々の割合といふものは、だんだん減少するものというふうに考えております。

と思う。ところが、局長さん、八万四百八十円になつて七万二千八百円よりも八千円程度高いように見えるけれども、分析をしてみると怪しげなことが出できますね。この国民年金の定額給付の四万九千四百円というのは、われわれ農業者年金基金よりも十年前に始まつておりますから、三十八年分じゃないですか。二十八年とすれば三万六千四百円になりますよ、そうでしょう。そうすると五千三百二十円も差はあるということになるじゃないですか。これは数字の魔術みたいなことを書かれてわれわれをこまかそうとしておりますけれども、問題があると思うのですね。これだったらよい掛けてみて問題がありすぎる。どういうふうにお直しになりますか。

○岡安政府委員 私どもが農業者年金の給付の水準を検討する場合に経営移譲年金につきましては厚生年金並みということです、それらの水準を勘案いたしますし、六十五歳以降につきまして経営移譲年金は十分の一でござりますけれども、老齢年金の額を決定しなければならない。その場合に国民年金の定額給付それから附加給付というものをあわせて頭に入れて、どれだけの水準にしたらいかということを検討する場合、御指摘のとおり農業者年金について二十八年で計算をし、国民年金の確定はこれより十年早いので、三十八年加入といふことで計算をいたしております。

もちろん現実の給付がこのとおりになるかどうかは、農家の方々が農業者年金にいつ入ったかと

いうことが問題であると同時に、国民年金にいつ入ったかということがこの金額を決定するわけで

すから、このとおりいかない場合もあるかと思ひます。したがつてこれはインチキではないかといふ御指摘につきましては、水準等の決定の場合のモデル計算でございますので、これを早急に変えようことは考えておりませんけれども、おいおい農業者年金の給付も始まり、それからまた六十五歳以上の、これは五年後になりますけれども老齢年金の給付も始まるという段階になりましたならば、どういうモデルによつて水準を決定した

らいいかはまたさらに検討はしてみたいと思いま

す。

ますけれども、農業者年金はそういう国民年金に付加しまして農政上の目的で設けられた年金でござりますので、この農業者年金にも国民年金とあわせて、国民年金の受給者であるたとえば農家の御主人が亡くなられて寡婦が遺族である場合には、国民年金に入っている場合には国民年金の受給者でもあり寡婦年金ももらえる、それに加えて農業者年金からもまた遺族年金があつた方がいいのかどうかということ、これはやはり年金制度全般の関係もあることござりますので、確かに問題点と思っておりますけれども、これは将来の研究課題であるといふうに私どもは考えておりま

す。

ます。

うにして、安くて給付金が多くて農業が発展する、こういう意味を持たなければ、農業者年金基金といふものは發展しないし、その方向が望ましいと私は思います。そういう点については御配意をお願いをしたい、やるべきだ。こういうふうに考えますが、局長としてはどうお考えですか。

○岡安政府委員 確かに六十歳を過ぎまして經營移譲をして短期間の經營移譲年金の給付を受けて死亡されたという場合には、総額としましての農業者年金の給付は少ないことがあり得るわけでございます。これは、しかし、私どもとしまして配慮をするかどうかということは、十分検討をいたしておりますけれども、本来やはり年金というものはその目的を達成すればそれで終了というふうになつております。経営移譲年金につきまして六十歳以降經營移譲の要件を満たした場合に六十四歳まで、さらに死亡するまでの給付が終わればこれで目的達成でございます。あと残りますのは、総額で損がかかるという問題ではなくて、先ほど御指摘のように残された方々、要するに遺族に対してまで何らかやはり年金の恩恵を与える必要があるかどうかという別個の問題ではあるということです。もし御指摘のような短期間の受給を受けて死亡された方に対する措置ということが考えられるならば、これはやはり掛け捨て防止の観点ではなくて、もし処理をするならば、遺族年金を創設するという方向で処理するのが正當などといいますか、本式の考え方であらうということになります。

遺族年金のことにつきましては、先ほど申し上げましたとおりでございますので、この問題につきましてはそういう方向で検討させていただきたいと思っております。

○野坂委員 掛け捨て排除の方向については、遺族年金創設等々相あわせて急急に検討し、善処をしてもらいうようを要望しておきます。

私の時間がございませんので、後はあす、またいまの問題点を掘り起こしながら大臣とあなたに質疑をいたしたいと思います。

次は農林年金に入ります。

農林年金の改正についていま大臣から説明がありましたように、他の共済組合制度の改正に準じて既裁定年金の引き上げとかあるいは最低保障額の引き上げとか通算退職年金の引き上げ、障害年金、遺族年金の通算制度の創設、こういうことがやられておるわけあります。しかし、われわれが期待をする抜本的なものではなしに、いわゆる横目で共済年金制度等にらんで、まず私から言うならば微調整の域を脱していないといふことが言えます。

あと、あすもやらしていただきますから、政策的な問題はまたあす大臣のおる前であなたと論争をするといつしまして、事務的な問題をとりあえず聞いておきます。

遺族年金なり障害年金の通算措置が改正法案の一柱になつておりますが、その施行月日が不明確であります。何月何日に、これは一年以内、政令でと書いてありますが、あなたの考え方としてはいつやるか。すでに掛け金等が四月一日から引き上げられておりますから、千分の九十六が千分の九十八になつておる。そういう状態から引きあわゆる上薄下厚方式のベースアップ率がとられておるわけでございます。

したがいまして、農林年金の既裁定年金者などにつきましても、やはり年金額の低い人により配慮をした率の適用をすべきではないかというような意見もかねがねございましたし、そういうことで今回、やはり低額年金者それから同じ俸給表の区切りの中ではなるべく低い方のところにアップ率が高くなるようというふうな考え方をとりまして、先ほど先生がおっしゃいましたように、平均としては一〇・七%でございますが、七・八五%から一・五%までの率でいわゆる上薄下厚方式をとったということでございます。

この率の改定方式としまして、平均標準給与の年額区分に従いまして率と定額を足すというごとくどいたしましては来年の一月一日施行といふことを目標にこれから準備を進めるつもりでございます。

○吉岡(裕)政府委員 施行月日は政令で定めることになつておりますが、公布の日から一年以内と創設するという方向で処理するのが正當などといいますか、本式の考え方であらうということになります。

遺族年金のことにつきましては、先ほど申し上げましたとおりでございますので、この問題につきましてはそういう方向で検討させていただきたいと思っております。

○野坂委員 一応の考え方はわかりますが、もつとわれわれは早くしてもらわなければならぬと思っております。

それから既裁定年金の設定方法ですね。從来の八五から一一・五でしたか、これを基準にしてそぞういうことになつております。その根拠、七・八

五から一一・五にした改定率の根拠を明らかにし

てもらしいといし、またこの改定率は非常にむづかしいですね。これを見せてもらいますと、率も額もついておる、非常にめんどうくさいわけですが、なぜこういうふうになつておるのか、お尋ねをしたいと思います。

○吉岡(裕)政府委員 先生御承知のよう、農林年金の基礎になっております平均標準給与表というものがございますが、これは国家公務員の給与改定の率にならいまして毎年改定をしてきておる

ところがこのところ大体定着をした方式になつてきておるわけでございます。従来の方式は平均の上昇率を一本で使っておりましたが、やはり国家公務員給与の改定の中身を見ますと、俸給の低い人には高く、それから高い人には低く、い

わゆる上薄下厚方式のベースアップ率がとられておるわけでございます。

したがいまして、農林年金の既裁定年金者などにつきましても、やはり年金額の低い人により配慮をした率の適用をすべきではないかというような意見もかねがねございましたし、そういうことで今回、やはり低額年金者それから同じ俸給表の区切りの中ではなるべく低い方のところにアップ率が高くなるようというふうな考え方をとり

まして、先ほど先生がおっしゃいましたように、平均としては一〇・七%でございますが、七・八五%から一・五%までの率でいわゆる上薄下厚方式をとったということでございます。

この率の改定方式としまして、平均標準給与の年額区分に従いまして率と定額を足すというごとくどいたしましては来年の一月一日施行といふことを目標にこれから準備を進めるつもりでございます。

○野坂委員 国家公務員の共済年金その他の横目でらんでやるのが一つの方法であろう。農林年金の将来の展望からして、局長は農林年金の改定方式はどうあるべきだとお考えですか。

○吉岡(裕)政府委員 従来この国家公務員給与表のアップ率にならって年金の額を改定するという方式はほぼ定着したようになっておりますので、全体の方向としてはその方向でまいりたい。ただ、具体的な上薄下厚方式等を含めた問題につきまして、これはやはりほかの年金とのいろいろな関係させますためには、定額部分を足した方がその目的が達成されるということです。そういう改定方法をとつたわけでございます。

○野坂委員 これをやりますと私の時間が来てしまいますので、またゆっくりやらなければならぬ大変さと抜本的な農林年金を引っ張っていくという姿勢に欠けておりますが、あす、この問題につ

かしこれはつまりという感じなんです。いままで

は、局長がお話しになつたように一律改定方式がとられて、四十八年、四十九年、五十年は、二三・四、一五・三、二九・三というふうに一律改定で上の方はよかつた。だから、問題が出たから下の方の底上げをしなければならぬから一一・五等も上げてきた。こういう御意見で、そのとおりですが、今後もやはり底上げということは必要だ。この方式を農林省としては農林年金については考えておるわけでございます。従来の方式は平均の上昇率を一本で使っておりましたが、やはり国家公務員給与の改定の中身を見ますと、俸給の低い人には高く、それから高い人には低く、いわゆる上薄下厚方式のベースアップ率がとられておるわけでございます。

いつも厚生年金やその他の公的年金の方にはばかり合わせるだけで抜本的な農林年金の思案といふものは皆無の状況でありますから、参考にしてもその方向が望ましいのではないか、こう思いますが、そうですか。

○吉岡(裕)政府委員 今回の改定方法は、実は共済年金共通に同じような方法をとりましたわけですが、今後ともこの国家公務員の給与の改定に準じまして農林年金の平均標準給与表を改定していく。いつ方向はとつてまいりたいと思いますが、そういう際に、今回とりました方式は一つの先例とくどいたしましては来年の一月一日施行といふことを目標にこれから準備を進めるつもりでございます。

○野坂委員 国家公務員の共済年金その他の横目でらんでやるのが一つの方法であろう。農林年金の将来の展望からして、局長は農林年金の改定方式はどうあるべきだとお考えですか。

○吉岡(裕)政府委員 従来この国家公務員給与表のアップ率にならって年金の額を改定するという方式はほぼ定着したようになっておりますので、全体の方向としてはその方向でまいりたい。ただ、具体的な上薄下厚方式等を含めた問題につきまして、これはやはりほかの年金とのいろいろな関係もござりますし、その辺も十分勘案をした上で今後慎重に検討していきたいというふうに思うわけ

でございます。

○野坂委員 あなたの答弁は役人的答弁として、大胆さと抜本的な農林年金を引っ張っていくという姿勢に欠けておりますが、あす、この問題につ

いてはさらにお話を聞いていただきたいと思います。

問題は、いま議論をしておりますのは、農業団体に勤務する諸君たちの給与が非常に安いということを言いあらわしておるのであります。労働省おいででしょうか。——せつかくおいでになつておりますからお尋ねをいたしますが、この給与の問題に関連をして、農協職員というのは、全体的に給与が非常に安いわけであります。が鳥取県におきまして非常に問題が出ておりまます。去年の秋からことしの春にかけて問題になっておる点を二、三申し上げますが、一つは時間外手当の問題です。

後で給料のときに出張拒否をしたということでも、わゆる賃金カットというものが出てくる、こういうことがあるわけです。それは労働基準法に違反をしておる点ばかりだ。私たちはこの基準法を読んでみて、そう思うのです。それについて労働省のあるいは監督局のあるいは監督課の指導が不十分だ。しかも、そういう非常に明確なことが議論の対象になり、あるいは混乱が起きるということになると、農協運動の発展なり農業の発展ということにつながらない。これらの問題は早急に解決しなければならない、こういうふうに思つておるわ

平均給与額を、賃金額を出すということも法律及び規則で明定しているわけでござります。  
それから、産休につきまして年休で消化するといふことは不合理でございまして、法律上産休を与えるということが明記しております。もちろんこれの有給、無給につきましては労使の問題でございますが、少なくとも年休以外の休暇といふ形で与えなければならないことが義務づけてあるわけでござります。

また、争議行為に因連いたしまして出張拒否があつた、その場合、出張拒否をして通常の勤務についておるにかかわらず賃金カットをしたといふ

ましては、まだ正確に把握しておりませんが、一般論いたしまして、争議行為の手段として出張拒否をした。それについて就業規則上の制裁ができるかどうかにつきましては、労組法上の問題があろうと思いますが、争議行為を別にいたしまして、上司命令に反して出張を拒否した、しかし通常の労務を提供していたという場合につきまして、使用者が通常の業務についてそれを容認をしている以上、労務の提供が労働者にあるわけでござりますから、当然賃金の支払い義務が全額についてあるわけでございます。それを怠れば賃金の全額支払い義務違反になるわけでございます。

たとえは通勤手当とかそういうものは除外になりますが、職務手当というようなものもそれは基準内の賃金で当然時間外手当に入らなければならぬ。そして、夏の時間は大体実働八時間、冬は七時間三十分、こういうことになっております。そういうような点については、夏の場合は大体一ヶ月百八十三時間、冬の場合は百七十時間ということがになっておりますが、当局は一律に二百時間というものを基準にして算定をしておる。あるいはたな卸しをやると間違つておった、間違つておったのは職員が悪い、だからその時間外は君たちの責任でやれというようななかつこうで払わない、こういう事態もあります。安い上にそういうことをやっておるとたまらない。産休についても育児の授乳の時間等についても、それはなかなか認められない、それは有給休暇等でやれ。有給休暇等も要求をすればその要求にできるだけ合わせて与えなければならない、しかしどしても支障があれば認めない、それが前提になつておるわけですが、なるべくその方向が望ましいわけですけれども、そういう点についてまとめていいというか、否定をされておるという状況があつて、非常に問題化しております。あるいは争議期間中といいますか争議に入る。出張拒否の闘争をする。そうすると、東京に行け、どこに出張してこいと出張命令が出る。今まできぬと言つて、普通の業務について命令どおりをやつていく。その期間は勤務をしてお

けですが、それらの点について労働者はどう考へますか。実態は私が言っておるとおりなのですが、法律違反という点については直ちに是正をさせてもらわなければならぬと思いますが、その点どうですか。

○倉橋説明員 ただいま先生から御指摘のありました農協職員の労働基準法をめぐる問題でござりますが、私どもたとえば鳥取県内におきます農協関係事業所を三十ほど監督をいたしたわけでござります。昨年度の監督実績から見てまいりますと、これらの団体の多くに労働基準法違反が多かれ少なかれといいますか、相当数あつたということを見受けております。したがいまして、今後ともこれららの団体、事業所に対しましての監督指導を徹底してまいりたいと思っております。

いま具体的に御指摘のありました職務手当の時間外手当の算定基礎でございますが、御承知のように労働基準法及び施行規則におきまして、その算定基礎としての賃金というものは明確にしております。したがいまして、職務手当という名称によりまして支給される場合につきまして、管理監督者でない者に職務手当が支給されれば、当然これらの者が超過勤務をした場合につきましては算定基礎に算入しなければならないのは当然でござります。

また所定内労働時間につきましても、月給制のものでありましたら年間の所定労働時間をもつて

事例でございますが、これは具体的に労務の提供をした部分について賃金を払わなかつたのか、制裁によつて払わなかつたかどうか、一概には一般的には判断できませんが、制裁を行ふ場合につきましても所定の就業規則に明定し、また一定の制裁限度というのが設けられておりまして、具体的にその法律条項等に抵触した制裁措置、減給措置を講ずることは違法になるわけでございます。今後ともこれらの御指摘にありました具体的な案につきましては、現地の監督機関をして事実を見きわめまして、違反事実がありますればそれを是正するよう厳重なる措置をいたしてまいりたいと思っております。

○野坂委員 前段の方はよくわかりましたが、なとえば出張の場合は東京に行けと言うのでしょうか。四日ぐらい行かなければならぬ。その間は開業務についてそれに上司は判を押しておる、しなががつて普通の労働を受認をしておるわけですね。だからそらいうものについては、労働に対する報酬というかつこうで、当然労働基準法には支払わなければならぬと明記してありますね。だから、それを制裁でやるということは本質と異なつておるものだ、こういうふうに私は思います。その点どうですか。

ただ、制裁を科するということがまた一方語られていございまして、先ほど申し上げましたように、就業規則上その制裁措置を明定している以上、それに基づいて減額ということは可能でござります。本件の場合、労務の提供として賃金をカットしたのか制裁措置としてカットしたかわかりませんが、仮に制裁措置をする場合につきまして、一定の限度額を設けておりまして、その点限度額を超えて行っていた場合、または制裁上の措置以外として行つた場合につきましては法違反の疑いが出るということをございます。

○野坂委員 きょうは時間がありませんので、もつと詳しくあなたと議論する必要があろうと思いますが、よく調査をしていただきまして、そういう後の部分の制裁問題についての規定はありますから、前段の分で今まで御答弁になつたのを十分配慮して、直ちに労使の正常化に入るようになります。

またあす若干聞くかもしません。時間が参りましてこれ以上質問をすることはできないわけになりますが、ちょっとだけ局長にお尋ねをしておきます。

財政問題についてあす議論をさせていただきますが、この整理資源率というのが今回は六一・三一になつておりますね。前回は三二・二〇だったんですね。これは非常に財政が脆弱であるということ

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

源率が九九・五二から一三三・五九に変わつておる、こういう基盤が弱い農林年金について今後の財政措置はどうすべきか。言うならば國が見るか事業主が見るか、どういうかがつこうでこの基盤を強化をするか。そうして完全積み立てから修正積み立てに変わつてきた。それはやはり國が見るという前提で過去勤務債務等はそういう整理資源としてあらわれてくるわけでありますから、その点についてはやはり國が十分配慮しなければならぬ、こういうふうに私は考えておりますが、どうお考えでございますか。

○吉岡(裕)政府委員 今回の財政再計算に当たりまして、ただいま先生がお話しになりましたような整理資源率が現在の平準保険料方式を統けていくという前提に立ちますと、そのような数字になるわけでございます。それに対しまして、今回講じられております措置は、お話のございましたような修正積み立て方式というふうなものを導入をいたしたわけでございますが、この修正積み立て方式と申しますのは、私どもの考えておりますところでは、いわゆる賦課方式ではなくてやはり積み立て方式である。それが修正をされたものであるということをございまして、ほかの共済の例にあるわけでございます。

ただ、今後この財政方式をどうしていくかということにつきましては、御承知のように農林年金の場合には五年ごとに財政の再計算をいたすことになっております。したがいまして、将来のその時点においていろいろな状況の変化あるいは年金の内容の変化等を見まして再計算をいたさなければならぬわけでございますが、先生のおっしゃいました、事業者がこれを負担してはどうかといふ点につきましては、農業団体等の中にはもちろん実質的に一部持つておるというふうな例もあるようでございますけれども、一方では非常に経営負担していくということにつきましては、やは

り全体的に相当な問題があろうというふうに思つてございます。

また、国庫負担を増加させるという点につきましては、御承知のように厚生年金並みにしたらどうかといふふうなお話もあるわけでござりますが、厚生年金と農林年金との内容の違いといふうこと、それからほかの年金との均衡といったようなところからややはり一八%の国庫補助率を引き上げるというわけにはまいらなかつたわけであります。が、結果的には財源の調整のための補助金はふえてきておりますし、実質一九・七七%というふうな補助率にもなつてゐるわけでございまして、私どもいたしましては、このような国庫負担の充実について今後努力をしていきたいというふうに考えるわけでございます。

○野坂委員 いま御答弁の中で、事業者負担にしたらどうかといふふうに私が言つておるということですが、そういうことは考えていないのです。たゞ、この補助率を高めなさいということなんですね。ただ、この財政基盤が弱い農林年金がどうしたら強化できるか。それには、方法としてはそうです。あなたがおっしゃるよろに、事業者団体の方は弱いから、国でいくべきだということにしかなりません。しかも、厚生年金と、当初一五%で発足しておるのでですね。そして、一〇%になつて、これはその後に一八%になつておるわけです。そうですね、補助率は。だから、そういうかつこうでこれからだんだんいきますと、この一三・五九だけれども、やはり農協の、あるいは農林団体の職員といふものは給料が安いから、千分の九十八が限度だ、この前あなたの前の、いまの水産厅長官の内村さんは、私にこう答えておるので。当時、千分の九十六というのは余りにも過酷ではないですかと、いう質問については、これが限度だと思つております。こういう御答弁もいただいておるわけですよ。今度は千分の九十八になつた。しかし、一三三の所要財源率といふものが考えられるということになれば、勢い國の補助率といふものを引き上げていかなければ、いつも横目だけで

見て全く自主性なき農林年金ということであれば、なぜ三十四年に厚生年金から出て出発したかということは、もつと厚生年金よりもよくならなければならぬ、こういう発想があつたことは間違いないありません。それはいろいろ政策的に、農協の職員によりりっぱな人材を、そしてより待遇の改善を、こういうかつこうで農業を引き上げよう、こういう考え方があつたことには、これにも書いてあるとおり間違いないところでありますから、そういう面での国庫補助率の引き上げというのもを本気で考えていく段階に来てるというふうなことを申し上げて、ちょうど時間となりましたので、あす残された諸問題についてさらに質疑を進めさせていただきますよう、委員長にお願いを申し上げて、きょうはこれで一応の質問は終わらせていただきます。（拍手）

○ 漢委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十二分休憩

---

午後四時三十二分開議

○ 漢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。中川利三郎君。

○ 中川(利)委員 農林年金についてお聞きしたいわけですが、今回修正積立方式といふ新しかつこうで掛金計算その他のをやつたわけでありますが、それでさえも千分の二の負担増が新たにかかるという結果が出ておるわけであります。それに対してことしはともかくといたしまして、これからますます受給者がふえる、あるいはインフレその他によりますところの給付金を前向きに改善していくなければならない、こういう問題を抱えているとするならば、今後ますます負担増が大きい問題になつてくると思うのです。

私、せんだつて秋田の地元へ帰りました、農協へ寄つてきたわけであります、こう言つていいのです。非常に善意的な声であります、今回の〇・二、これは何とかがまんしましよう、しかし今後を考えるならば全く頭が痛くて困っちゃう、

こういうことを言つておられるわけであります。つまり、この事態を解決するためには、国庫負担率をふやさなければならぬ、それ以外負担軽減の措置はできないのぢやないかと思うわけですが、しかし、今回のこの法案を見ますと、そういう点が全く考慮されておらない、こういうことに対してもう一點、簡単に局長からひとつ御見解をお示しいただきたいと思うのです。

○吉岡(裕)政府委員 先生御承知のように、昭和四十九年度末をもちまして財政の再計算をいたしましたわけでございますが、その際に農林年金に対します国庫補助のあり方についていろいろ検討を加えただけでございます。再計算の結果は、御承知のように財源率が大幅に増加をするということが見込まれましたので、五十一年度の予算編成に際しまして、掛金率でありますとかあるいは財政方式のあり方といったようなことを総合的にいろいろな角度から検討を加えたわけでございますが、他の公的年金の制度全体とのバランスの問題その他問題がございまして、補助率 자체は今回現行水準に据え置くということといたしたわけでござります。

御承知のように五年ごとに財政の再計算はいたすことになりますので、今後この農林年金の財政問題につきましては、関係各省との協議そのほかあらゆる角度から検討を重ねでまいりたいというふうに思つておるわけでございます。

○中川(利)委員 そうすると、国庫補助率をふやさない、そういうかつこうでは組合員の負担が今後ますます増大するということが目に見えているわけでありますが、もしも国庫補助率をふやすなとするならば、たとえば賦課方式をとつてやらなければならぬといふことも一つの方法として前々から論議されておつたわけでありますが、これに対するはどういうふうに考えているのですか。

○吉岡(裕)政府委員 先生御承知のように、年金の財政方式には大きく分けて二つの方式があると言われておりますが、一つが積立方式であります

て、一つがいまお話しの賦課方式ということだと思います。現在、農林年金について行なわれておる方式は積立方式なわけでございますが、積立方式と申しますのは、現在の組合員が将来受給権者になつた場合の給付に必要な財源を事前に積み立てる、こういう方式でございまして、この点、物価上昇その他によつて積立金が次第に減価をするのではないかという問題点が指摘されます。同時に反面、後代への負担が原則として転嫁をされない。したがつて、世代間の負担が非常に平準化しておるという利点があるというふうに言われておるわけござります。

そこで、もう一方の、たゞいま御提案の賦課方式といふ方式でござりますが、これは現在の年金の受給者に対する給付に必要な財源を現在の組合員が拠出する、こういう方式になつておるわけでございまして、組合員に対して年金の受給権者が少ない状況に現在農林年金の場合にはあるわけでございますが、これをいわゆる未成熟といふうに申しておるわけでございますが、そういう状況のもとで考えてみると、当面は確かに掛金の軽減を図ることがでありますけれども、今後の問題として考えてみますと、組合員の総数の伸び率が鈍化をするということが予想をされまし、また一方、年金の受給権者はふえていくといふことが考えられるわけでございまして、こういったような点を考慮しますと、将来の組合員の掛金率の負担といふものが、賦課方式をとりました際は相当過重なものになることが予想されるというふうに、世代によって非常に負担の均衡を欠くといふな問題が賦課方式の問題点として指摘をされておるわけでござります。

したがいまして、現行では農林年金制度は、他の共済制度と同様に積立方式とといふものを採用しておりますが、今後、将来にわたつてどういう財政方式をとつていくことが適当であるかということを考えていきます際に、いま私どもとして考慮しなければならない点といつてしまつては、まず長期的な視点に立ちまして、急激な組

合員の掛金負担の増加を避けるということが一  
点、それから世代間の負担の均衡といふものをや  
はり図つていく必要があるであろうということが  
申しますのは、現在の組合員が将来受給権者  
になつた場合の給付に必要な財源を事前に積み立  
てる、こういう方式でございまして、この点、物価  
上昇その他によつて積立金が次第に減価をするの  
ではないかといふ問題点が指摘されます。同時  
に反面、後代への負担が原則として転嫁をされ  
ない。したがつて、世代間の負担が非常に平準化  
しておるという利点があるというふうに言われてお  
るわけござります。

そこで、もう一方の、たゞいま御提案の賦課方  
式といふ方式でござりますが、これは現在の年金  
の受給者に対する給付に必要な財源を現在の組合  
員が拠出する、こういう方式になつておるわけで  
ございまして、組合員に対して年金の受給権者が  
少ない状況に現在農林年金の場合にはあるわけで  
ございますが、これをいわゆる未成熟といふうに  
申しておるわけでございますが、そういう状況  
のもとで考えてみると、当面は確かに掛金の軽  
減を図ることがでありますけれども、今後の問題  
として考えてみますと、組合員の総数の伸び率  
が鈍化をするといふことが予想をされまし、また  
一方、年金の受給権者はふえていくといふことが  
考えられるわけでございまして、こういったよ  
うな点を考慮しますと、将来の組合員の掛  
金率の負担といふものが、賦課方式をとりま  
した際は相当過重なものになることが予想され  
るといふふうに、世代によって非常に負担の均衡  
を欠くといふな問題が賦課方式の問題点として  
指摘をされておるわけでござります。

したがいまして、現行では農林年金制度は、他  
の共済制度と同様に積立方式といふものを採用し  
ておりますが、この制度は農林年金独特と申しますより  
も、健康保険を含めまして社会保険全般に共通を  
してこういう考え方があつたからそれでいいじ  
まえ方で半々といふことになつておるわけでござ  
ります。そこで、いま御指摘のように、農林漁業團  
体の経営内容といふものも一律ではございません  
ので、農林漁業團体が事業者負担として持つとい

うふうな問題について早急な結論を出すことは非  
常にむずかしかろうといふうに私どもは思つて  
おるわけでござります。ただ、本年の予算編成に  
おいて、農協の全国中央会が行なつた相互扶助事  
業といふものが從来行なれてきておつたわけでござ  
りますが、それを全中としまして大いに拡充を  
していくという考え方方がございまして、これに對  
して、この辺、いろいろ関係方面の御意見も十分に  
お聞きしながら今後慎重に検討すべき問題であ  
るというふうに思つておるわけでござります。

○中川(利)委員 修正積立方式でも負担増は避け

られない、おまけに国庫負担、補助率はあやさな

い、賦課方式はやらない、そうするとどこに何と

するのかという問題が起つるわけでござりますが、

どこからかの金を回す以外にないわけでござ  
ります。でなければ農林漁業團体職員が負担せよ、こ  
ういうかつこうになるわけでござますが、たとえ  
ば農協と農林漁業團体職員の負担割合なんかを見  
ましても、そういう状況の中で五、五の負担割合  
になつてしまふけれども、それすらも大変困難な  
事態がたくさんあるわけであります。したがつて、  
私は団体の負担割合をふやして実際の農林漁業團  
體職員の掛金を減らしていく、その場合にその團  
體の經營自体を勘案して負担困難な団体に対して  
は国が助成していく、こういうかつこうくらいは  
とらなければ、まるまるその分しわ寄せを全部農  
林漁業團体職員にかかるといふことになる  
わけありますので、そういう点についての御検  
討はどうなつてゐるのか、この辺をお伺いしたい  
と思います。

○中川(利)委員 全中に対する一億五千万の援助

は、あるいはこれまでの援助の中でもっと上がる  
べきところが○・二にとまつた、こういう言い方

なわけですね。私がお聞きしておるのは、そのこ  
とはそのことなりにわかるわけでありますけれど  
も、たとえば私のところの秋田市の農協では、組  
合員に対する迷惑をこれ以上かけてはいけないと  
いうことで六、四になつておるのです。大館の農  
協では七、三になつておるのですね。そういうかつ  
こうで皆さんが苦しい財政をやりくりしながら必  
死の努力をしておるという経過があるわけであり  
まして、五、五がたてまえだからそれでいいじ  
まえ方で半々といふことになつておるわけでござ  
ります。そこで、いま御指摘のように、農林漁業團  
体の経営内容といふものも一律ではございません  
ので、農林漁業團体が事業者負担として持つとい

きたいと思うのです。

○吉岡(裕)政府委員 共済年金制度は、御承知の  
とおり事業者と組合員との一つの相互扶助の組織

でございまして、この結果、労務管理面に対し

ても非常にいい影響があることででき上

がつておるわけでござります。したがいまして、  
やはり基本的には事業者と組合員といふものがこ  
の制度に対して平等に維持をしていくための貢献

をするというのが今日の考え方であろうと思わ  
りますが、先ほども申し上げましたよう

に、年金財政のあり方全体につきましては今後と  
も健全な運営を目指しまして慎重な検討を続けて  
まいりたいといふうに考えます。

○中川(利)委員 今後とも健全な運営を云々とい  
うことをおいりますけれども、何もあなた方やるべ  
きことをやらないで、今回でも全部しりぬぐいが  
下の方にかかるてくる、こういうことが実態だと  
思うのですね。

そこでお聞きしたいのは、そうすると一体あな  
た方、国会の附帯決議をどう考えるのかといふこ  
とですね。たとえばここで昭和四十四年度以後に  
おける農林漁業團体職員共済組合からの年金の額  
の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に  
対する附帯決議、こういうものがこの前のときに  
出でるわけです。これを見ますと国会の附帯決  
議として出されておることは、「年金財政の健全化  
を図るため、給付に要する費用に対する国の補助  
率の百分の二十以上への引上げ、財源調整費補助  
及び事務費の増額に努めること。」ばんとこういう  
ことを書いています。それから次には「賦  
課方式の採用を含め農林年金の財政方式のあり方  
について検討を加えること。」その次にいま言つた  
ことと関係あることを述べますと「掛け金の負担割  
合については、組合員の負担軽減の方向で改善措  
置を検討すること。」、こういうことが国会の附帯  
決議で出でるのですね。そうすると、あなたの方  
はいままでこの附帯決議の実行のためにどんな努  
力をしておられたのか、ひとつそれを言ってください。何  
もやってないのか、どういう努力をしたか、その

四

経過をお話していただきたいと思います。もと  
もと国会の附帯決議に対しても心得るかとい  
うことも含めてお聞きしたいと思うのです。  
○吉岡（裕）政府委員 ただいまお話をございました  
た国会の附帯決議につきましては、今回の予算編  
成、法案の作成に当たりまして私どもも十分検討  
をさせていただいたわけでございます。この附帯  
決議の中いろいろ旧法年金についての格差は正  
のための一層の努力でございますとか、既裁定年  
金のベースアップの話でございますとかございま  
すがそれについて私どもとしてはいろいろな  
角度からの検討をいたしまして、できるだけ御趣  
旨を生かすように努力をしたつもりでございま  
す。ただ残念ながら完全に御趣旨を達成するとい  
うところまではまいっておらない点が多くあるこ  
とは残念でございますが、この点全体的な制度の  
あり方とも絡む問題でございますので、今後さら  
に検討を続けていきたいというふうに思つておる  
わけでございます。

先ほどお話をございました掛金補助に対しまして、都道府県その他公的な財政援助の導入に努めることと、いろいろな附帯決議があつたわけをございますが、この点、関係省とも私ども十分に折衝を重ねましたけれども、今日のような財政事情、また地方財政事情等のために、今回協議を調べることができなかつたわけでござります。まあそれことがわるものというわけではございませんが、先ほど申し上げましたような農業団体の行う職員の相互扶助事業についての助成といったようなことを考えたつもりでござります。

先ほど申し上げましたような修正積立方式の採用というふうなことで、今回の再計算の結果を踏まえた当面の財政方式の採用を行つたというふうなことでござります。

その他、一つ一つは申し上げませんけれども、私どもとしては最大限の検討をさせていただいた

○中川(利)委員 国会決議が「」にはつきり明文

化され、この方向に努力することと、政府が指導しなければならないわけがありますけれども、あなたのお話を聞きますと、何も努力の跡が、失礼でありますけれどもこの文言で見る限りにおいては一つも達成されておらない。一つもこれが前向きな実施の手がかりさえも実態としてはここではうかがえないと、これがこういう状況だということについては、私は今後、委員長にも私申し上げたいわけでありますが、附帯決議をこのようなかつこうでやられるとということについては、全く検討した形跡がこの文言で見る限りはないわけでありますので、ひとつ国会の権威のためにも改めてこの問題をいろいろ御検討いただきたいと思うのであります。

うしますと、今後、修正積立方式を採用したけれども、先ほど申しましたように負担率はふえ続け、さらに今後ますますふえるということは明らかなのに、組合員総数に対して受給者が今後どうですね。

はおっしゃっているわけですから、なおさらそぞろになりますね。そうすると、政府はどう対処するのか。国会決議を生かす方向から見るならば、その対策を具体的にここへ示していただきなければ

いうものを生かす方向にがんばるのか、そういうものの道筋をあなたはお考えになつていらっしゃるのかどうか。たとえば賦課方式の問題にしても、私がお伺いしたところによれば、こういう問題が提起されているにかわらず、あなたの方では計

のぐらいの財源でどうなるかということも計算も全くしておらないということを聞いているのです。が、その事実の有無も含めてお話しいただきたいと思います。委員長からもひとつ返事を……。

○吉岡（裕）政府委員　附帯決議につきまして一言申し上げますが、先ほど御説明は申し上げませ

○吉岡(裕)政府委員 附帯決議につきまして一言申し上げますが、先ほど御説明は申し上げませんでしたけれども、附帯決議についております「国家公務員共済組合等他制度との均衡ならびに低額賃金問題」

「年金受給者の多い本制度の特殊性を考慮しつつ、適切な措置を講ずること。」というふうな点につきましては、国家公務員共済制度と横並びの制度改革を行ておりますし、また低額年金受給者を配慮した各種の措置をこの法案の中に含めておるわけですが、そこでござります。

年金受給者の多い本制度の特殊性を考慮しつつ、適切な措置を講すること。」というふうな点につきましては、国家公務員共済制度と横並びの制度改革を行っておりますし、また低額年金受給者を配慮した各種の措置をこの法案の中に含めておるわけをございます。

また、最低保障額の是正をございますとか、幾つかのこの附帯決議の御趣旨に従つた改正を私どもとしては含めておるつもりでございまして、今後とも私どもといたしましては附帯決議の御趣旨を最大限に生かすよう努力をしてまいる所存でござります。

なお、ただいまお話をございました賦課方式について計算をしていないではないかというお話をございますが、これは単年度についての計算はある程度できるといったしましても、全体の計算といふものはなかなか困難でございまして、私どももいたしましては現状の財政方式のもとで今回考案しましたような再計算をいたしたわけでございま

そのだという使用目的を、私わからないわけではありません。特にそういう福祉面での貸し付けがあまります。とも十分ひとつ御承知おきいただきたいわけでもあります。特にそのような福祉面での貸し付けがあまり理由の一つは、やはり貸付項目ごとの限度額を皆さんのがぐっと頭から抑えておる、こういうところにも問題があると言われているわけであります。

たとえば住宅貸し付けでありますが、現行は五百萬円ですね。いま住宅を建てるに五百万円では、まるまる皆さんとのろのろで建てるわけにはいかないわけですからども、なかなか建たないわけですね。したがってこれを八百万円にせい、こういう要求があるわけがありますが、これぐらいなら私はできるだらうと思うのです。ところが皆さんには五百万円が限度だと言はれども、実態を見ますと、秋田市なんか見ますと、限度が五百万になつてゐるにかかわらず二百万円が限度になつておるのである。そらすると、ますますおかしいことになるのだな、あれは。そういうことでは、その組合の実態の中で限度額が二百万円になつておつたり、そういう法律の基準の中までいかないというところが大多数ですね。そうなりますと、今度住宅を建てるといつたって、二百万円じゃ建たないわけですから、だから皆さんのそういう限度額 자체の、これは限度の最高額という意味でしようから三百万円を秋田の場合は最高にしたかと思いますけれども、そういう最低の、いまの今日の常識で家を建てるという場合の限界から見ますと、一つは五百万のものも問題ありますけれども、これは八百万円にしろというのが皆さんの声ですけれども、秋田のよう二百万円が限度額だなんということはますますもつて私は理解しない問題だと思いますが、この辺のことをどうお考えになつておられるのか伺いしたいと思ふのです。

常にふえておりまして、現在、四十九年度末の貸付実績が三百六十四億円それから貸付残高二百二十六億円ということとございまして、この資産総額に対します貸付残高の割合は先生ただいま御指摘のとおり一〇%弱、八・七%というふうなことになつております。

私ども、この福祉貸し付けの運営といたしまして、現在までのところ予算額が不足をいたしまして組合員の要望にこたえられなかつたというような事態は発生をしていないといふうに思つておるわけでございまして、今後とも福祉貸し付けについてはできるだけ組合員の要望に沿うように、資金需要とかあるいは資金繰りなどを勘案しながら年金当局を指導してまいりたいといふうに思つておるわけでございます。

確かにただいま御指摘のような貸付限度というものは設けておりまして、これは組合員の要望でござりますとか、あるいは他の共済制度の実態といたようなものも考慮しながら貸付限度というものを設定をしておりまして、ただいま御指摘の住宅貸し付けというのは、五十年十月に三百万円から五百万円に最高を改めたということとござります。私どもはこの限度額あるいは利率といったような貸付条件は、私共共済あたりよりは若干有利ではないかといふうに思つておるわけでございますが、その貸付限度額について地域的に制限をしておるというふうなことはないと承知をいたしております。あるいは人によりまして、勤めました年限との関係というふうなものは個別に考慮をされるようでござりますので、あるいは人によつてはそういうものがあるかもしれませんのが、地域的にそういう限度を決めておるといふうなことはないといふうに承知をいたしております。

○中川(利)委員 いま住宅に対する福祉貸し付けの問題をお話したが、ついでありますから申し上げますと、たとえばそのほかにも新築と増築の重複貸し付けですね、これはいま認められておらないわけですね。しかし最近の傾向を見ますと、

確かにただいま御指摘のような貸付限度というものは設けておりまして、これは組合員の要望でござりますとか、あるいは他の共済制度の実態といたようなものも考慮しながら貸付限度というものを設定をしておりまして、ただいま御指摘の住宅貸し付けというのは、五十年十月に三百万円から五百万円に最高を改めたということとござります。私どもはこの限度額あるいは利率といったような貸付条件は、私共共済あたりよりは若干有利ではないかといふうに思つておるわけでござりますが、その貸付限度額について地域的に制限をしておるというふうなことはないと承知をいたしております。あるいは人によりまして、勤めました年限との関係というふうなものは個別に考慮をされるようでござりますので、あるいは人によつてはそういうものがあるかもしれませんのが、地域的にそういう限度を決めておるといふうなことはないといふうに承知をいたしております。

○吉岡(裕)政府委員 いま住宅に対する福祉貸し付けの問題をお話したが、ついでありますから申し上げますと、たとえばそのほかにも新築と増築の重複貸し付けですね、これはいま認められておらないわけですね。しかし最近の傾向を見ますと、

小規模なものを見て必要に応じて建て増しをするということは一般的に行われておるわけでありますが、現行ではこのよくなやり方が認められておらないけれども、貸付限度額の枠の中であればそれを認めてほしいというのが組合員の声であるわけであります。

同時に償還についても、現行の償還は元金の均等償還しか認められておらないけれども、元金通常一時金併用ですね、そういうものを、何とか方法そのものを選択できるよう改善できないかと増一時金併用ですね、そういうものを、何とか方を認めてほしいというのが組合員の声であるわけであります。

同じくこういうかつこうのものでも、国共、地共その他ではやつていますね。こういうことを見ますならば、当然これはやつていいんじゃないかと思うわけであります。

さらに、死んだときだと退職したとき、これをすぐ今まで借りたやつを皆払えというのですね。そういうことも実態にそぐわないものでありますから、やはり希望によっては一定期間の分割償還を認めるべきだ、こういう点もどうかというふうに思つておるわけであります。

これについて、もう一つつけ加えるならば、組合員同士が、Aという組合員が融資を受けた。その場合に同じ組合員のBが保証人になった。そうすると、Bが今度自分が必要とするときは自分は借りられないといふのですね。そういう問題が私のところではどうせ退職金があるからそれから全部引けば、そのときは全部ごつそり引いてしまうんだ、こういうかつこうで処理されているわけですね。しかし、これもまあいろいろ検討していくだくといふことで、実態から見ますといろんな無理がありますけれども、実態から見ますといろんな無理があるようなこともありますので、重ねて前向きの御検討をひとつしていただきたいと思うわけです。

それから育英資金の貸付制度についてであります。おたくの方のいまのやり方、指導しているやり方を見ますと、大学育英資金の問題について月一万円で年間十二万円なんですね。これの四年間を貸し付ける。短大はやはり月一万円の二年間、こうしたことになつていますね。ところが、いま大学四年ですから四十八万円四年間で貸せばわれわれはもう育英制度をりっぱに生かしているんだ、こういう皆さんの言い方、見方でありますけれども、いまごろ月一万円、四年間で四十八万円貸して育英資金だなんといふのはこれはまさに実態に即さない。ましておたくは膨大な金を——

○吉岡(裕)政府委員 ただいま御指摘のございました具体的な種々な問題につきましては、ひとつあるというかつこうでつちもいわけでありますが、これは農林省の共済で、これは農林省の共済をとつてみますと、四十五万二千円、それから私学共済の場合には最高三十万といふうことになりますけれども、実態から見ますといろんな無理があるようなこともありますので、重ねて前向きの御検討をひとつしていただきたいと思うわけです。

育英資金でございますが、農林年金の場合、確かに大学生四十八万円といふことになつておりますが、たとえば国共済で、これは農林省の共済をとつてみますと、四十五万二千円、それから私学共済の場合は最高三十万といふことになりますけれども、実態から見ますといろんな無理があるようなこともありますので、重ねて前向きの御検討をひとつしていただきたいと思うわけです。

○中川(利)委員 まあ今後とも検討を続けるといふことですけれども、何か、ただ通り一遍の言葉のよくな感じがするわけです。あなた、横並び横並びと言葉。ほかの共済との関係なんかもおっしゃつておるつもりだと思いますが、そういうこ

うと思いますので、やはりなるべくそれにこたえます。二割大体使えるものをおたくの福祉の方の関係では一割しか使つてないといふのですからね。ですから、そういう部分をもつと手直しをしないといふこと。これは何と考えても非常に無理があるような、機械的なうか、もうすでに古くなっている考え方であります。

それで、そういう部屋をもつと手直しをしないといふこと。これは何と考えても非常に無理があるようないいがであります。

その他の問題につきましては、私どもとしては今後検討をさしていただきたいと思います。

○中川(利)委員 いまの退職、死亡の際ですが、まあ団体の方ではどうせ退職金があるからそれから全部引けば、そのときは全部ごつそり引いてしまうんだ、こういうかつこうで処理されているわけですね。しかし、これもまあいろいろ検討していくだくといふことで、実態から見ますといろんな無理があるようなこともありますので、重ねて前向きの御検討をひとつしていただきたいと思つておられます。

育英資金でございますが、農林年金の場合、確かに大学生四十八万円といふことになつておりますが、たとえば国共済で、これは農林省の共済をとつてみますと、四十五万二千円、それから私学共済の場合は最高三十万といふことになりますけれども、実態から見ますといろんな無理があるようなこともありますので、重ねて前向きの御検討をひとつしていただきたいと思つておられます。

○中川(利)委員 まあ今後とも検討を続けるといふことですけれども、何か、ただ通り一遍の言葉のよくな感じがするわけです。あなた、横並び横並びと言葉。ほかの共済との関係なんかもおっしゃつておるつもりだと思いますが、そういうこ





当数あることは、これはもう事実でございまして、結局四十歳以上の八五%というものを現在の二十歳から三十九歳の一五%という方で負担をするということになりますので、相当な負担を強いられる、こういうことが数字的にも当然予測できるわけです。こういったことについては当局は本法提案に当たつてどういうふうに将来を見通され、また検討された上で提案なさったのか、冒頭この点を明らかにしていただきたい。

○岡安政府委員 農業者年金の加入状況につきましては、いま先生の御指摘のとおりでございまして、四十九年度末で百十五万八千人ということになつております。われわれの目標はできるだけ早く百六十五万人という域に達したいと思っておりますが、それに対しましては大体七〇%の加入率ということがなつております。さらに、将来を考えた場合には、これも先生御指摘のとおり、日本の農業者全體がだんだん減少していくということが見通されるものですから、年金の加入者の構成としましては、高齢者が多く若年層が少ないといふような状況になつております。この構成につきましても、御指摘のとおり現状では四十歳以上が大体八四%ということになつております。そこで、私どもとしましてはできるだけ若い方々にこの年金に入つていただくということがぜひ必要であるというふうに考えておりまして、今後さらに一層の努力をいたしたいと思っておりますけれども、もちろん從来の努力にお欠くるところがあるというふうに考えておりまして、今まで合わせまして、今後ともできるだけ加入者をふやす努力を続けてまいりたい、かように考えております。

が、そういうことであるから完全積立方式をとらざるを得ないではないか、また、当然こういうことになると、かように私は将来を見通しておるわけですけれども、この点は農林大臣でなければ、局長では無理かとも思いますけれども、明日農林大臣にもさらにこの点は強く私はお伺いする予定であります。が、いま申されたような理由によつて将来完全積立方式をとるという方向にいきざるを得ないのでないかと、こういうふうに思つてゐるんですけれども、その点局長はどういうふうにお考えであるか、その点さらにお伺いをしておきます。

○岡安政府委員 御指摘のとおり、農業者年金の加入者につきましては、逆ピラミッドといしますか、先細りという傾向にござりますので、私どもいたしましては、各年齢層間におきます負担の公平を期するというようなこと、さらに年金支給の円滑を確保する、財源を確保するというような考え方から、現在完全積立方式といふことで財政の計算をいたしまして保険料その他をはじき出しているわけでございます。しかし、御指摘のとおり将来受給者がふえ、加入者がだんだん減るということになりますと、ほかの年金に比べれば、やはり保険料が漸次高くなつていかなければならぬというような問題もございます。私どもは、そういうことも考えましてあらかじめ完全積立方式をやっておりますけれども、やはり加入者の負担ということを考えれば今後とも、現在も国庫負担は他の年金制度に比較いたしまして相当高額な負担をしているつもりでございますけれども、今後ともその点につきましては、加入者の負担の増額につきましては十分配慮しながらこの制度の運用に当たつてしまひたい、かように考えております。

○瀬野委員 本年度は若年者の加入構成割合が低いといふのが最大の問題点と言えるわけでございますが、将来制度運営に大変憂慮していることは、局長がいま申されたとおりでございまして、若年層の加入を今後促進を図るということでございますけれども、これがどこまで期待できるか、大変

促進することには最大の努力をしていただきたい。これはもう当然のことですが、從来からこの年金が経営移譲中心の年金でありますけれども、それがいいのか、政策中心の年金がいいのかというようなことがいろいろ問題になるわけですから、将来のことを思いましたときに、その点はどういうふうに考えておられるのか。もちろん經營移譲をどんどん進めていくということは当然必要でありますから、ここで、やはり再計算期に当たり、毎年言わせておることでありますけれども年金のあり方と、そういうことをもう一度直してみると、という段階じゃないかと、かように思うのですけれども、その点はどういう認識に立つて本法を提案されたか、さらにお伺いをしておきます。

次に年金額の引き上げの問題ですけれども、今回の改正によりまして經營移譲年金及び農業者老齢年金の額を約一・四八倍に引き上げるということになるわけですが、經營移譲年金は現行千七百六十円に対して、改正されますと二千六百円、農業者老齢年金は四百四十円が改正になると六百五十円、ともに一・四八倍ということのようでござりますが、細かいことは別にしまして、まず經營移譲年金の引き上げの問題をお尋ねいたします。御承知のように年金算定の基礎となる推定農業所得の月額が厚生年金加入者の平均標準報酬月額に達していないことに問題があるわけでございまして、今後さらに農業所得と他産業所得との格差が広がるということになりますと、年金額の格差が一層拡大し、農業者の期待に十分こたえることができない、またはそれが果たして可能であるかということが大変憂慮されるわけです。

そこで、この農業者年金の場合、推定農業所得の月額を見ますと九万五千円、また厚生年金の方は平均標準報酬月額十三万六千四百円、ここに格差がございます。こういうことを見ましたときに、昭和五十年度の推定農業所得がどういうふうに算定をされたかということが一つの問題点であるわけです。そこで、こういう低い年金では、厚生年金並みの所得保障を言って叫んできたわけでありますけれども、こういった公約もまたそれに対する農業者の期待も裏切ってしまふということになりますけれども、まさに魅力のない年金といふことが言われるわけであります。推定農業所得九万五千円はこれでも高く見ているというようなことを当局はおっしゃっているようでありますから、高く見たといつてもこれぐらいではどうしようもない、これだけの差があるわけですですから、やはり農業者年金はもっと検討すべきである、私はかように思うわけです。

みなみに厚生年金では九万三百九十二円、九万円金とこれを称しておりますが、これがかりに

実現したとして——実現したように言つておりますが、それども、ほんの一部の人があらへておるわけではございまして、これに対してもこの農業者年金の方を当てはめてこのよな算定方式で計算してみると、農業者年金は七万二千八百円にしかならぬというよな試算が出てくるわけでございます。

かにしてもらいたいと思ひます。  
○岡安政府委員 農業者年金の給付水準をどう決  
めるかということはなかなかむずかしい問題でござ  
ります。厚生年金等につきましては、これは加入  
者の給与といふものが明らかになりますし、それ  
らをとりますと平均の標準給与といふものも出  
てまいります。そこから、平均標準報酬の約六割  
を確保するというようなことを考えますればおの  
づから給付の額が出てまいりますけれども、農業  
者の場合にはそれをどういうふうにするかといふ  
ことが一つ問題でございます。私どもは、この制  
度の発足当時国民年金審議会におきまして、この  
制度を効果あらしめるために農業者年金の給付水  
準は厚生年金程度の水準とすべきであるというう  
な御答申を得ておりますので、そういうことを考  
えまして今回一・四八倍というような水準を決  
めたわけでござります。

では、厚生年金程度の水準というものはどうい  
うふうに計算するかといふと、これもまた非常に  
問題でございますけれども、私どもは昭和五十年  
度におきます当然加入被保険者の農業所得を最近  
における農業所得の実績等から推定をいたしまし  
て、それを基礎にして、まず第一には厚生年金と  
同じようにその六割を保障するとした場合にどれ  
くらいの金額になるのかといふのが一つの基準で  
あることになります。それから二番目は、いま由  
し上げました農業所得といふものをもつて厚生年

金に加入した場合には大体どれくらいの年金額をもらうことができるかというように計算をしてみると、そういうことが一番の方式でございます。それらを勘案をいたしまして、大体その中ごろといふところで一・四八倍というふうにしたわけでござります。

具体的に数字を申し上げますと、私どもはいろいろ計算をいたしました。大きい数字から小さい数字がございまして、農業所得の月額を大体最低九万六千円、最高十二万一千円ぐらいの算定をいたしておりますが、それは、まず農業者年金に加入している農家の平均農業所得はどれだけであるかというのをまず置きまして、それからもう一つは当然加入資格規模以上の農家の平均農業所得はどれだけになるだろうかというのを推定いたしますと、推定の仕方にもいろいろございますけれども、先ほど申し上げましたように九万六千円から十二万一千円の幅に出てくる。それらを基礎といたしまして先ほど申し上げました二つの方式に当てはめて大体中ほどぐらいを算定をいたたというような次第でござります。

も言われたようにいろいろ困難性があるわけですが、けれども、いまの農業の実態を見てみますと、長も十分御承知のように事業農家というのは二、三%と少ないわけです。仮に兼業農家の例を見ましても、三百万の農家所得があつても三百五十万のうち農業所得はおおむね三分の一の百万というのが大体の常識的な見方になつております。こういったことから見ましたときに、この農業所得だけをいわゆる年金額の算定基礎に使用するといふことはどうかなといふうに、われわれはかねてはね疑問を持つてゐるわけです。おかしいではないか、こういうふうに私たちは指摘しているわけですが、当局はその点はどういうふうにお考えですか、ひとつお答えを願いたいと思います。

家所得といふものをとるという考え方もあるるかと思ひます。ただ、農家所得といふことになりますが、農業所得のはかにいろいろな所得が入つてくるわけでございます。そうしますと、混合所得といひますか、そういうようなものを基準にするという意味合ひ、これは非常に複雑になつてくる

○瀬野委員 そこで、昭和四十九年の四月二十四日、当委員会の附帯決議で、「農業者年金についても、厚生年金等と同様所得に応じた給付が行われるよういわゆる所得比例方式等の導入を図ること。」ということで、私たち附帯決議をつけたわけですが、いわゆる所得比例方式等の導入を図ることでございますが、「いわゆる所得比例方式等の導入を図る」ということでお伺いしておきます。

北海道なんかではよく言われることであります  
が、もつと掛け金を掛けてもいいから、もつと高  
年金額をもらいたいというような意見も間々聞  
われであります。ところが、国が農業者の所得  
対してランクづけをするというようなことは事実上  
むずかしい、かよううにわれわれも考えておりま  
す。あなたはAランク、あなたはBランクと  
ことは、なかなか大変な問題であろうということ  
は、われわれも想像しておりますが、こういつ  
要望が地域によっては強いし、またこういうふ  
に国会で附帯決議もつけて、「導入を図ること。  
といつておる以上、これらに対し、今回その

現を見なかつた理由と、それからどういうふうに検討されたかという経過を明らかにしておいていただきたい。農民の強い要請、陳情もあつておるわけでござりますので、その点どういうふうに検討されて、本提案をなさつたのか、局長から明らかにしておいていただきたい。

○岡安政府委員 農業者年金制度に、農業経営規模等に応じた所得比例方式ないしは階層制を導入してはどうかという問題は、御指摘のとおり本院の附帯決議等にもあつたわけでございますので、私どもは農業者年金制度研究会等におきまして真剣に検討をいたしたわけでございます。

ところが、この方式の導入につきましては、数点問題がござります。まず第一点は、農業所得といふものを把握する点におきまして、給与所得とは非常に違いまして、技術的な困難性といふものが非常に多い点でございます。それから二番目には、階層区分をする場合に、その指標とかまたその基準を何にとつたらいいのかというような問題。それから三番目には、加入者の階層間の移動がある。所得があえたり減つたりといふことがござりますけれども、そういうようなものの確認とか記録のような事務処理はだれがやるのかといふような問題。それからさらに一番重要なのは、農村社会の実態にこういうことが田畠に対応し得るのだろうか、むしろそれは差別を導入するのだというような意見もあるやに私どもは聞いておりま

そういうような種々の問題がございますので、  
今回はこの研究会でも結論を得られませんでし  
た。したがつて、私どもは、この問題につきまし  
ては今後の課題として検討をすると同時に、さら  
に農業者の意向等を十分見きわめまして慎重に対  
処をいたしたいと思っております。

○瀬野委員 次に、農業者老齢年金の引き上げ問  
題でござりますけれども、本法の中でもこれが一  
つの問題点になつておることは御承知のとおりで  
す。すなわち、経営移譲をした人としなかつた人  
の年金額の格差が大変開きがあるという問題でご

ざいます。

ちなみに、経営移譲した人は五百三十万四千円、これは言うまでもなく経営移譲年金と農業者老齢年金がもらえる。経営移譲しなかつた人は百五十六万円、農業者老齢年金しかもらえない。その差額といらものは三百七十四万四千円ということになります。収じ制度、同じ保険料でこれはど差があるのはまことにひいわけでおかしいと言わざるを得ません。ペーセントで申しますと、経営移譲した者は約四〇%、経営移譲しなかつた人が約六〇%おるわけでござりますから、六〇%の人が四〇%の人を見ているという勘定にもなりますし、この経営移譲をしなかつた者六〇%の方は農業者老齢年金だけしかもらえない、こういうことになります。

言うまでもなく、経営移譲した人は純粋な老齢保障年金ということが言えますが、経営移譲しなかつた人は経営移譲を前提とする政策年金としての位置づけといふことになるわけでございまして、先ほど局長からも答弁がありましたが、農業者年金は経営移譲の方に重点がかかるておる、こういう答弁がございましたが、そのとおりだと思うのです。すなわち、構造政策の推進、規模拡大と経営の若返りといふことに重点が置かれおるということはうなずけるところでございまして、こういった背景のもとに、経営移譲した人、しなかつた人の差が三百七十四万四千円もある。こういうように差があるということでは、六〇%に該当する経営移譲しなかつた人、この方たちの農業者老齢年金の水準引き上げなければこれは全くかわいそうである、私はかようと思う。自分が納めた保険料に五分五厘の運用利回りをプラスしておれば七分くらいにできるわけですから、それよりも低いということになりまして、掛けただけをもらうという程度でござります。そうなると、ほかに預金をして利廻りをすれば、現在であれば七分くらいにできるわけですから、それがもらえる、しかも利回りも、実際には現在一般では七分くらいとの間に、五分五厘しかもらえて

ない、一分五厘も少ない、こういったことでは何ら魅力がない。この辺は大変な問題があるし矛盾があるわけです。

これについては、やはり四十九年四月二十四日に附帯決議もなされて「農業者老齢年金水準を更に引き上げるよう努めること」ということで、償重に検討するという大臣の答弁もいただいておるわけであります。そういうことを含めまして、農業者老齢年金の引き上げということについては、格段の検討をしてもらいたい、かようと思つておるが、当局はどういうふうに考えておられるか。この点については明日農林大臣にもしかとお伺いし、検討をお願いしたい、かようと思つておりますが、局長の立場からこれに対する答弁を承りました。

○岡安政府委員 確かに農業者の老後の生活を保障するというような立場に立ちますれば、老齢年金の額の引き上げということの必要性を私どもは否定するわけではないわけですが、それでも、毎回私どもが農業者年金制度について申し上げておりますとおり、この年金はきわめて政策的な年金でございます。私どもはやはりこの年金制度によりまして、農業者の老後の生活の安定のみならず、やはり農業経営の近代化、農地保有の合理化を促進したいわけでございます。したがつて、やはり経営移譲をされる方々には相当程度優遇といいますか、それらを配慮いたしました年金を差し上げるということにならざるを得ないのがまず第一点でござります。しかし、ではその要件を満たすことは非常に困難かと言えば、年齢要件もございませんけれども、それ以外では経営を自分の後継者に譲る、後継者に譲ることができなければ第三条件でございまして、そんなにむずかしいことではない、だれでもやろうと思はれる、そういう要件になつてゐるわけでござりますので、私どもはやはり経営移譲の促進ということを重点的に頭に入れましてこの制度を運営してまいりたいと思つておるわけでござります。しかしやはり老齢

年金の意味というもの、いろいろ万やむを得ず六十五歳まで経営移譲ができないなかの方々に対しましては、老後の生活の安定のために老齢年金を交付するということが必要でござります。それらも私どもは十分配慮したいと思っておりますが、今回やはり従来からの経営移譲年金と老齢年金のバランスというものは一応従来どおりに置きましたが、それぞれ一・四八倍ずつ水準を引き上げるということにいたしたわけでござります。もちろん今後ともこの農業者老齢年金の額等につきましては、経営移譲年金とあわせまして十分配慮してまいりたいというふうに考えております。

○瀬野委員 局長、いまのその経営移譲をした人としなかつた人の格差、これは三百七十四万四千円あるわけですが、実際に同じ制度で同じ保険料を納めながらこのようにならざるということは感情としても許せない問題であるし、大変問題だと私は思うのですけれども、あなたはこれに対しても率直にどういうふうに思われますか。これでもやはりやむを得ないとおっしゃるのか、将来どうにかせねばならぬというふうに思われるのか、その点もう一点率直にお伺いしておきます。

○岡安政府委員 老齢年金の額そのものにつきましては、やはり掛け捨て防止その他の観点から常に配慮を加えなければならないと思っておりますけれども、老齢年金を重点に考えてこの農業者年金制度を再編成するという考え方是非常に問題がある。と申しますのは、老後生活の安定といいましては、やはり掛け捨て防止その他の観点から常に配慮を加えなければならないと思っておりますけれども、老齢年金がもらえるということ、それも老齢年金を重点に考えた場合には、国民年金のほかに農業者年金を別に設けるという意味合いが非常に希薄になると言わざるを得ないわけでござります。私どもはやはり農民の老後保障は国民年金とあわせて農業者年金でやる。農業者年金制度の必要性は、農民の老後保障のみならず農業経営の近代化並びに農地保有の合理化というものがあるのだ、したがつて農業者年金につきましてはやはり

い、というふうに私どもは考えておるわけでござります。

○瀬野委員 この点については農林大臣にまた明日いろいろお伺いいたしたいと思っておりますが、次に、保険料の問題と国庫助成の問題についてお尋ねをしておきたいと思います。

現行保険料の約一・九倍の引き上げをいろいろ手配しておられますか、改正案においてはこの保険料が農家負担の急激な増高を緩和するために三段階でいろいろ検討しておられますけれども、これをよく見てみますと、結局一錢も取りこぼしのないように完全に全部取ろうということになつておるわけです。ずいぶん緩和されているやに見えますけれども、結局これは政令でいろいろ法定されるとおりですが、全部取りこぼしのないように改定後になりますと二千四百五十円、それに付加年金部分等がありますから加えますと、結局改定後は七千二百五十円、現行は四千八百五十円、差し引きますと二千四百円の増になつております。このほか、配偶者が国民年金の付加年金に加入しておれば四百円が加算されるということで二千八百円ということになりますが、こういった保険料の改定を見ますと大変問題があるわけです。私が先ほどから指摘しましたように、数ある年金の中で完全積み立て方式をとらざるを得なかつたといふことは、いろいろ理由を申されておりますけれども、農業者年金だけが完全積立方式でこれは当然修正積立方式に移行しなければならぬ、こういふことは前から言われておるところです。

そこで、年金加入者の構成が高齢者に偏在している実情は先ほど申し上げましたが、この方式を崩した場合後代に大きな負担を残す恐れがある、これまで修正積立方式に移行しておりますから、平准保険料に比べ納付保険料が相当下回つておる実情であることは、先ほどからの御答弁でも明らか

然完全積立方式から修正積立方式に移行しなければならぬ、かように考えられます。いろいろ国民年金や厚生年金の保険料と対比して見ましても、これは必ずしも矛盾がござります。どの年金においても必要な保険料を取っていないわけでございまして、私たちいろいろ厚生年金、国民年金の場合を見てみたのですが、末端に続く人が将来にわたって多いわけでございまして、それだけ保険料を取らなくとも十分財政的措置ができるという点になつておりますが、農業者年金の方は、先ほどから指摘しておりますように古い人が多く後に続かないような状態でござります。若い人を今後大いに加入させるとは言うものの、年金をもらう人だけがあふれて若年者の年金加入がなかなかふえないので、だから今回の再計算期に当たつてかなり改正が期待されておつたのですけれども、先ほどから申し上げておるようになじ局取れるだけ取つておこうといふふうなことになつております。こういったことは感情的に許せない問題であります、かように私は思つております。そういうことから、農業者年金も当然これは修正積立方式に移行すべきであり、また保険料の引き上げ幅について十分検討すべきであるというように思うのですが、当局はどういうよう検討して本案を提案されたか、これまた御説明をいただきたいと思うのです。

はない、拠出時の国庫負担というのもこの年金には、従来四二・九%、今回は四六%というように、ほかと比べて非常に手厚い国庫負担をいたしておりますのもの年金の加入者の構成、それから来る完全積立方式の採用、その結果保険料の増高ということを配慮しての私どもの措置であるというふうに考えております。今後ともこの態度は私どもはぜひ続けてまいりたいと思いますし、また具体的には先生御指摘のとおり、農家負担の急増を緩和するために、三段階に分けてこれを徴収するという方式もって、私どもはできるだけの配慮をいたしたつもりでございます。

○瀬野委員 国庫助成の問題についても、今回三四%から四六%ということをございますが、いろいろと指摘してまいりましたように、農家負担の能力の限界という状況、さらには本制度が經營移譲の促進という国の政策目標に沿って運営されてきたという経緯から見まして、国庫補助の引き上げということは、これはもう当然のことになります。政府から言つたことでありますて、全部が歓迎されないわけで、六〇%のいわゆる經營移譲をしない人、こういった方に対してもは国がすべてめんどうを見るということが当然である、かようわれわれはかねがね指摘をいたしておりますが、經營移譲年金について、その全額ないし過半を国が負担すべきである、こういう問題についてはどういうふうに検討されましたか、この国庫負担の問題についてさらにお答えをいただきたい。

○岡安政府委員 国庫負担の点につきましては、先ほど申し上げたわけでございますが、多少詳しく述べますと、農業者年金におきましては經營移譲年金の給付に要します費用の三分の一の国庫負担のはかに、さらに保険料の拠出時に十分の三の国庫補助を行つてあるわけでございます。これが一般的の被保険者の場合におきます国庫負担でございます。

ございますが、そのほかにいわゆる期間短縮者に対します経営移譲年金の加算部分については、さらに二分の一の国庫負担があるということになつて、この農業者年金の国庫負担率は、他の公的年金制度より相当高い国庫負担をいたしておるわけですが、今後とも十分検討は重ねたいというふうに思つております。○瀬野委員 この年金額のスライド問題についてお尋ねしておきますけれども、このスライド制については、従来からできるだけ早い時期に実施すべきであるということがしばしば要請されてきたことは御承知のとおりです。厚生年金及び国民年金においては、毎年議員修正によってその実施時期が繰り上げられております。御承知のように施行期日の繰り上げは五十二年一月一日になつておりますが、厚生年金は十一月一日を八月一日に繰り上げる、国民年金は翌年一月一日を前年の九月一日に繰り上げるということで議員修正がなされておりますけれども、この点については明日また大臣にもきらにいろいろお伺いすることにしておりますけれども、検討されて、このように農業者年金についても繰り上げるということについては十分検討の用意はありますか、その点、局長からお答えをいただきたい。

○岡安政府委員 年金額の物価スライドの実施時期でございますけれども、これはお話しのとおり、厚生年金、国民年金につきましては、昭和四十九年と五十年の二ヵ年間ではござりますけれども、それぞれ、厚生年金につきましては十一月実施が

八月に、国民年金は翌年一月実施が前年の九月というふうに繰り上げられております。ただ、今回提案されております国民年金、厚生年金とも、厚生年金にあつては十一月、国民年金、厚生年金にあつては翌年一月というふうになつておりまして、私どもも国民年金にならしまして翌年一月からの実施ということにいたしておるわけでござります。これはやはり農業者年金が四十六年一月に発足をいたしましたので、私どもとしましては、この物価スライドの実施時期は從来どおり翌年の一月ということにいたしたいと実は考えておる次第でございます。

○瀬野委員 次に、後継者に対する保険料の軽減措置の問題でござりますけれども、特定後継者の要件として四つの条件があることは御承知のとおりであります。すなわち法律事項としては、後継者が年齢が三十五歳未満であるということ、政令事項としては、農業経営主と後継者とがともに農業者年金に加入していること、三つには、農業経営規模が一定以上であること、四つには、後継者が農業に専従していること、こういったことが法律事項及び政令事項として定められておりますけれども、御承知のように、本軽減措置の導入によりましてどの程度の加入促進の効果が持たれるかということ、これは大変問題があるところでございます。

私は、特定後継者の要件に経営規模を入れるということは是非についてはいろいろ問題があるといふので、まず、先ほど申しました農業経営主と後継者とともに農業者年金に加入しているといふことと、三つ目に申しました農業経営規模が一定以上であるということ、こういったいわゆるダブル加入、これは後継者の確保という面から見た場合、後継者のみでも軽減してあげるべきではないか、おやはじは入らなくても自分が入ればよいというふうにしていただきたい。

また、三つ目の経営規模の問題については加入時に五十アール以上という条件があるわけですが、ぜひひとつ二、三の問題を政令事項から外してい

で、農政不信がますます起きてまいります。ちなみに、同じ村にダブル加入をした人とまた後継者だけの人がいた場合などは、同じ後継者です。なんこれが違ってくると、大変これは問題を醸し出すということは当然起きてまいります。こういう点で後継者に対する保険料の軽減措置ということについては、これは十分再検討すべきだというふうに思つておりますし、明日また、これは大臣にも強くやりたい、かように思つておりますが、この点、どういうふうにお考えであるか、お答えをいただきたい。

ましての保険料の軽減措置をとりました理由は、私どもは将来農業生産の中核的担い手となる後継者の育成確保を図りたいということを中心としたとして、こういう制度を設けたわけでござります。そこでなければ、後継者ということだけでも保険料を軽減するということはほかの年金制度との兼ね合い等からいって非常に困難であつたわけでございます。私どもの農政の目的である後継者の育成確保のためにということを理由にして初めてこの制度は可能であったというふうに考えておりますので、この恩恵といいますか、軽減措置の対象となり得る後継者は、年齢が三十五歳あるとということと同時に、やはり一定規模以上の農業経営主の後継者であるというように、将来農業生産の中核的担い手になり得るものでなければならぬといいうふうに私どもは考えております。

それからダブル加入につきましては、後継者といいうものは経営主があつての後継者でござりますので、その経営主は当然加入である場合には年金に入つていただくということが前提になりますて、後継者はそれに合わせて任意加入をするというふうでございます。ダブル加入であることによつて保険料の負担が大きくなるということも配慮いたしまして軽減措置を講じておる関係から、私どもは、年齢要件のほかに規模要件、二重

○瀬野委員 この点については、明日また農林大臣に伺うことにしまして、もう一点農業者年金についてお伺いしておきますが、短期年金受給者に対する掛け捨ての問題ですけれども、これも御承知のように現行制度では、死亡一時金は「保険料納付済期間が三年以上である者が六十五歳に達する日前に死亡した場合」にその遺族に支給されることになりますけれども、農業者年金には遺族年金制度はないわけですね。経営移譲年金を受給した者等は適用を除外されております。そこで掛け捨ての事態が発生するわけですが、たとえば二十年間保険料を納付した者が経営移譲年金を受給しないまま死亡した場合には約六十万円の死亡一時金が支給されるけれども、経営移譲年金を改正後は五万二千円となつておりますが、一ヵ月でも受給すれば死亡一時金は支給されない。すなわち五十五万円は掛け捨てということになるわけでございます。前回も法律改正の際にいろいろ指摘してこれは問題になつたわけでございますが、厚生年金では二分の一出る。国民年金にはないこの農業者年金は厚生年金に準じてつくられたのであるから、当然遺族年金をつくるべきであるといふのが私の主張であります。この問題は早急に改善を要する問題である、かように思います。

態から考えまして、農林年金と非常に密接な関連を有する団体であるというふうには思つておりますが、これを農林年金の対象団体とするかどうかという点につきましては、農林年金の対象団体の基準についての従来のいろいろな経緯がござります点が一つと、それから厚生年金に加入しております他の類似団体との兼ね合いといった問題がござりますほかに、基本的にはすでに厚生年金に入しております団体が農林年金に移行をするという点について、厚生年金制度の側から見ていろいろな問題がございます。そういう諸点を考えまして、なお慎重に検討する必要があろうかと思つております。

○瀬野委員 もう一点お伺いしておきますが、既に裁定年金の年金額の引き上げの問題で、会計方式を上薄下厚の傾斜会計にしておられますけれども、この理由を簡潔に。さらに人事院勧告にかかるわらずこの方式でいくのかという問題と、自動スライド制度導入をどう考えておられるか、この点だけ時間の範囲で御答弁いただきたい。

○吉岡(惣)政府委員 既に裁定年金の改定につきまして平均標準給与をその算定の基礎に使っておりましたが、これは物価、国民の生活水準、双方の変動を総合的に反映しておるということで、従来農林年金において国家公務員の給与改定率を基準として改定するという方式がほぼ定着しておるというふうに私どもとしては考えておるわけでございまして、今回国家公務員給与の俸給表の改定の内容がいわゆる上薄下厚方式をとつておりまして、農林年金についても既に裁定年金者について同様なことをとるべきではないかという意見も従来からあつたところでありますて、今回低額年金者の給付改善に重点を置くというふうな考え方から、七・八五%から一一・五%までの間で上薄下厚方式によって年金の改定をいたしたということござります。

それから、年金の改定を自動スライド制によつてやるべきではないかという意見があるわけでございますが、この点は厚生年金が物価スライド制

をとつておるわけでござりますが、農林年金の場合には、今まで申し上げましたように、物価の変動と同時に国民の生活水準の変動というものを合わせて反映をしておるというふうに考えられまして。国家公務員の給与率の改定といふものによって実質的に改定を行うという方式が今日定着をしておるわけでございまして、その点私どもとしましてはこの方式を今後継続していくということとでまいりたいというふうに思つておるわけでございます。

○瀬野委員 残余の問題は明日農林大臣に質問することとして、本日は一応これで終わります。

○渡委員長 次回は、明十二日水曜日午前九時四十五分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時三十二分散会

対し、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転することにより、当該耕作若しくは養畜の事業」を「又は養畜の事業」に改めること。

第四十四条第一号中「一千七百六十円」を「二千六百円」に改め、同条第二号中「百七十六円」を「二百六十円」に改める。

第四十六条第二項第一号中「行なう」を「行う」に、「又は使用収益権を移転した」を「若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定した」に、「こえる」を「超える」に改め、同項に次の二号を加える。

三 受給権者が、経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第四十一条第一号又は第二号の経営移譲において、第四十二条第一項第二号ロに掲げる者に対して農地等の使用収益権を設定した者である場合には、当然使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地等の一部の返還を受けた場合その他の農地保有の合理化の見地から見て不適当と認められるものとして政令で定める要件に該当する者となつたとき。

第四十八条中「四百四十円」を「六百五十円」に改める。

第五十二条第一項第一号中「一千七百六十円」を「二千六百円」に改め、同項第一号中「百七十六円」を「二百六十円」に改め、同条第二項第一号イ中「千七百六十円」を「二千六百円」に改め、同項第二号イ中「百七十六円」を「二百六十円」に改める。

第五十四条中「達する日前に」を「達する日の属する月の末日以前に」に改める。

第五十五条の次に次の二条を加える。

(失踪宣告の場合の取扱い)

第五十五条の二 失踪<sup>スル</sup>の宣告を受けたことにより死亡したとみなされた者に係る前二条の規定の適用については、第五十四条中「死亡日」とあるのは「行方不明となつた日」と、前条第一項中「死亡の当时」とあるのは「行方不明となつた当」に改める。

附則第十条の三第一項を次のように改める。  
国庫は、当分の間、毎年度、基金に対し、次に掲げる額を補助する。

一 当該年度において納付された保険料（当該年度において第七十三条の規定により徴収された保険料を含む。以下同じ。）のうち農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和五十年法第<sup>二</sup>号）附則第三条第二項の規定の適用を受ける保険料（以下「特定保険料」という。）以外の保険料の総額の七分の三に相当する額

二 当該年度において納付された保険料のうち特定保険料の総額に相当する額

附則第十一条第一項第一号中「又は使用収益権を移転する」を「若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定する」に改める。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十二年一月一日から施行する。

（経営移譲年金の額の特例）

第二条 昭和五十一年十二月以前の月分の経営移譲年金の額については、なお從前の例による。

（保険料の額の特例）

第三条 昭和五十一年一月以後の月分の保険料の額は、農業者年金基金法（以下「法」という。）第六十五条第五項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 昭和五十二年一月から同年十二月までの日々の保険料の額にあつては、一月につき二千四百五十円

二 昭和五十三年一月から同年十二月までの日々の保険料の額にあつては、一月につき二千八百七十円

三 昭和五十四年一月以後の月分の保険料の額

前条の規定の適用については、この限りでない。

附則第十条の二第一項中「昭和四十九年度」を「昭和五十年度」に改める。

2 法案二十三条第一項第三号に該当することにより同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者であつて三十五歳未満であることその他の政令で定める要件に該当しているものが基金に申し出た場合におけるその申出をした日の属する月からその者が三十五歳に達する日の属する月の前月までの月分のその者に係る保険料（その者が、同号の規定によりその者をその事業の後継者として指定した者がする法第四十一条第一号又は第二号の經營移譲により農地等について所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者となつたことその他の政令で定める事由に該当することとなつた日の属する月から当該事由に該当しなくなつた日の属する月までの月分の保険料を除く。）の額についての前項の規定の適用については、同項第一号中「二千四百五十円」とあるのは「一千七百五十円」と、同項第二号中「二千八百七十五円」とあるのは「二千五百円」と、同項第三号中「三千二百九十九円」とあるのは「二千三百五十五円」とする。



「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同条第一項の次に次の三項を加える。

その地域内に住所を有する者で政令で指定する共済目的の種類たる農作物の耕作を行うものとの当該共済目的の種類たる農作物に係る収穫量を省令で定めるところにより適正に確認することができる見込みがあるものとして主務大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域の全部又は一部をその区域に含む組合等と当該地域内に住所を有する組合員等との間に成立する農作物共済の共済関係に係る農作物共済における当該共済目的の種類に係る共済金額は、前項の規定にかかわらず、共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、単位当たり共済金額に、当該組合員等の当該共済目的の種類ごと、及び組合員等ごとに、單位当たり共済金額に、当該共済目的の種類により定められる基準収穫量の合計の百分の九十に相当する数を乗じて得た金額とする。

前項の規定による地域の指定には、第八十五条第五項及び第六項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第六条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

前項において準用する第八十五条第六項の総会の議決には、第四十四条の二の規定を準用する。

第一百七条第一項中「種類ごと」の下に「農作物共済の共済事故等による種別」(第八十五条第四項(第八十五条の七において準用する場合を含む。)の規定により水稲につき病虫害を共済事故としない農作物共済とその他の農作物共済との別その他危険の程度を区分する要因となる事項により主務大臣が定める別をいう。以下同じ。)「こと」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「種類ごと」の下に「農作物共済の共済事故等による種別」と「左の」を「次の」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項中「種類ごと」の下に「及び農作物共済の

共済事故等による種別ごと」を加える。

第一百八条第一項中「種類ごと」の下に「蚕共済の共済責任期間による種別」(第一百十条第二号の規定により桑の発芽期前日の日から共済責任期間が開始する蚕共済とその他の蚕共済との別をいう。以下同じ。)「こと」を加え、同条第三項中「種類ごと」の下に「及び蚕共済の共済責任期間による種別ごと」を「かつ」に改め、「種類ごと」の下に「及び蚕共済の共済責任期間による種別ごと」を加え、同条第四項中「左の」を「次の」に改め、「種類ごと」の下に「及び蚕共済の共済責任期間による種別ごと」を加える。

第一百九条第一項中「次項」の下に「及び第三項」を「超えた」に改め、同条第三項中「共済目的の種類」を「蚕共済の共済目的の種類等」に、「こえた」を「超えた」に改め、同条第五項中「及び第二項」を「から第三項まで及び第五項」を「第六条第六項」に改め、同条第六項の規定による地域の指定には、第八十五条第五項及び第六項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第六条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

前項において準用する第八十五条第六項の総会の議決には、第四十四条の二の規定を準用する。

第一百七条第一項中「種類ごと」の下に「農作物共済の共済事故等による種別」(第八十五条第四項(第八十五条の七において準用する場合を含む。)の規定により水稲につき病虫害を共済事故としない農作物共済とその他の農作物共済との別その他危険の程度を区分する要因となる事項により主務大臣が定める別をいう。以下同じ。)「こと」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「種類ごと」の下に「農作物共済の共済事故等による種別」と「左の」を「次の」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項中「種類ごと」の下に「及び農作物共済の

類に係る基準収穫量の合計の百分の十を超えた場合に、同項の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

第一百十条第二号中「春蚕共済については桑の発芽期」の下に「(主務大臣が特定の地域について桑の発芽期前の日を定めたときは、その地域に於ては、その主務大臣の定めた日)」を加える。

第一百十一条第一項中「種雄馬以外の馬又は種豚」を「種雄馬以外の馬、種豚又は肉豚」に改め、「包括共済対象家畜の種類ごとに」を削り、「家畜共済資格者が」の下に「肉豚以外の包括共済対象家畜の種類ごとに」、「一体として」の下に「肉豚に係るものにあつては、その者の飼養する肉豚で同号に掲げるものを一体として、かつ、省令で定める飼養区分ごとに」を加え、同条第三項中「包括共済対象家畜」の下に「(肉豚を除く。)」を加える。

第一百十一条の六第三項中「種豚」を「豚」に改める。

第一百十一条の八第一項中「第十三条の二第三項」を削る。

第一百十二条第二項中「一年」の下に「(肉豚に係るものにあつては、第八十四条第一項第三号に規定する肉豚に係る期間に相当する期間)」を加え、「但し」を「ただし」に、「定」を「定め」に改め、同条第三項中「最初の共済掛金期間」の下に「(肉豚に係る家畜共済にあつては、当該家畜共済に係る共済掛金期間。第一百十四条第一項において同じ。)」を加える。

第一百十四条第一項中「共済金額は」の下に「

ない」に改め、同条第三項中「家畜共済」の下に「(肉豚に係るものを除く。)」を加える。

第一百十四条の二第一項第一号中「包括共済関係にあつては」を「肉豚以外の包括共済対象家畜に係る包括共済関係にあつては」に改め、同条第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 肉豚に係る包括共済関係にあつては、組合員等ごと及び第一百十一条第一項の省令で定める飼養区分ごとに、当該組合員等が当該包括共済関係に係る共済掛金期間開始の時に飼養している当該飼養区分に係る肉豚の価額を合計した金額

第一項第二号の肉豚の価額は、省令で定め

るところにより、定款等で定める金額とする。

第一百十六条第四項中「第一百十四条の二第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第一百二十条の三の次に次の一項を加える。

第一百二十条の三の二 農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者は、その者に係る果樹の栽培の業務の規模その他果樹の栽培に関する条件が政令で定める基準に適合するときは、収穫共済について、共済目的の種類ごとに、省令で定めるところにより、当該組合等に対し、第八十四条第一項第四号の共済事故のうち病虫害による果実の減収その他の省令で定めるものを共済事故としない旨の申出をすることができる。

前項の申出があつたときは、当該申出に係る収穫共済の共済関係においては、第八十四条第一項の規定にかかわらず、同項第四号の共済事故のうち当該申出に係るものを共済事故としないものとする。

第一百二十条の六第三項中「第八十五条第十三項」を「第八十五条第十一項」に改める。

第一百二十条の七第一項中「第八十五条第十三項」を「第八十五条第十一項」に改め、「収穫共済との別」の下に「その他危険の程度を区分する要因となる事項により主務大臣が定める別」を加える。

第一百二十条の八第一項中「第八十五条第十三項」を「第八十五条第十一項」に、「こえた」を「超えた」に改める。

第一百二十二条第一項中「農作物こと」の下に「及び農作物共済の共済事故等による種別こと」を加える。

第一百二十三条第二項第一号中「農作物こと」の下に「農作物共済の共済事故等による種別こと」を加え、「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「蚕繭共済」の下に「及び家畜共済」を加え、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条第二項中「及び第三号」を削る。

第一百二十四条第一項中「農作物こと」の下に「農作物共済の共済事故等による種別こと」を加え、「左の」を「次の」に、「組合等が水稻につき支払うべき」を「農作物共済に係る」に改める。

第一百二十五条第一項第一号中「農作物こと」の下に「農作物共済の共済事故等による種別こと」を加え、「左の」を「次の」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第三号中「組合員」を「異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金の百分の九十に相当する金額、異常事故により支払うものにあつては組合員」に改め、「算定される金額」の下に「の百分の九十に相当する金額、異常事故により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金に相

当する金額」を加える。

第一百三十二条第一項中「乃至第九十一条」を

「から第九十一条まで」に、「乃至第九十八条の二」を「から第九十八条の二まで」に、「第九十九条第二項」を「第九十九条第四項」に、「乃至第一百二条」を「から第一百二条まで」に改める。

第一百三十四条第二項中「蚕繭」との下に「及び蚕繭共済の共済責任期間による種別こと」を加える。

第一百三十五条第一号中「農作物こと」の下に「農作物共済の共済事故等による種別こと」を加え、「蚕繭」との下に「蚕繭共済の共済責任期間による種別こと」を加える。

第一百三十六条第一項中「農作物こと」の下に「農作物共済の共済事故等による種別こと」を加え、「左の」を「次の」に、「組合等の農作物共済の共済目的の種類たる水稻につき農業共済組合連合会が支払うべき」を「農作物共済に係る」に改め、同条第二項中「蚕繭こと」の下に「蚕繭共済の共済責任期間による種別こと」を加える。

第一百三十七条第一号中「農作物こと」の下に「農作物共済の共済事故等による種別こと」を加え、「左の」を「次の」に、「蚕繭共済の共済責任期間による種別こと」を加える。

第一百三十八条第一号中「農作物こと」の下に「農作物共済の共済事故等による種別こと」を加え、「左の」を「次の」に、「蚕繭共済の共済責任期間による種別こと」を加える。

第一百三十九条第三項中「十三人」を「七人以内」に改め、同条第四項を次のように改める。

「2 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事八人以内を置くことができる。」

第二十九条第六項を削り、同条第七項を同条の二項を加える。

第三十三条第二項中「前項」を「前一項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

「2 基金は、前項の規定により行う業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、あらかじめ農林大臣の認可を受け、会員等が保険事業若しくは共済事業の円滑な実施のために必要とする資金の貸付け又は当該資金の借入れに係る債務の保証の業務及びこれらの業務に附帯する業務を行うことができるものとする。」

第三十六条第一項中「又は共済金の支払」を「若しくは共済金の支払又は第三十三条第二項の規定による農林大臣の認可に係る貸付け若しくは債務の保証の目的」に改める。

第四十条第二号を次のように改める。

「前項において準用する第八十五条第六項の規定による農林大臣の認可に係る貸付け若しくは債務の保証の目的」に改める。

第五十条の五第二項において準用する前項と読み替えるものとする。

前項において準用する第八十五条第六項の総会の議決には、第四十四条の二の規定を準用する。

第一項に規定する農作物共済に係る水稻に

の当該共済目的の種類に係る基準収穫量の合計の百分の七十（第一百十一条第一号の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかつたこと又は発芽しなかつたことその他の省令で定める事由のある収穫皆無耕地については、実損害額を勘案して主務大臣が定める割合）に相当する数を乗じて得た金額

五百五十条の五 その地域における水稻に係る病害虫の防除を共同して行うため必要な施設が整備され、その他の防除がその地域内に住所を有する水稻の耕作の業務を営む組合員等により共同して適正に行われる見込みがあるものとして主務大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域の全部又は一部をその区域に含む組合等は、水稻に係る農作物共済のうち当該組合等と当該組合員等との間に成立する当該農作物共済の共済関係に係るものについては、当分の間、当該水稻につき病害虫の共済事故が異常に発生した場合において、当該組合員等が共同して当該病害虫の防除を行つたときは、当該防除につき組合員等が負担した費用のうち当該病害虫の共済事故が異常に発生した部分に対応するもの（省令で定めるものに限る。）に相当する金額（その金額が主務大臣の定める金額を超える場合にあっては、その主務大臣の定める金額）を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

つき病害虫の共済事故が異常に発生した場合における病害虫の防除又はその費用の負担には、第一百七条及び第一百二十六条の規定を準用する。

第二条 農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「理事長一人、理事三人」を「理事長一人、理事一人及び」に改め、同条に次の一項を加える。

「2 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事八人以内を置くことができる。」

第二十九条第三項中「十三人」を「七人以内」に改め、同条第四項を次のように改める。

「2 委員は、定期の定めるところにより、理事長が嘱託する。」

第二十九条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とする。

第三十三条第二項中「前項」を「前一項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

「2 基金は、前項の規定により行う業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、あらかじめ農林大臣の認可を受け、会員等が保険事業若しくは共済事業の円滑な実施のために必要とする資金の貸付け又は当該資金の借入れに係る債務の保証の業務及びこれら

の業務に附帯する業務を行うことができるものとする。」

第五十条の五第二項において準用する前項と読み替えるものとする。

前項において準用する第八十五条第六項の規定による農林大臣の認可に係る貸付け若しくは債務の保証の目的」に改める。

第四十条第二号を次のように改める。

「前項において準用する第八十五条第六項の規定による農林大臣の認可に係る貸付け若しくは債務の保証の目的」に改める。

第五十条の五第二項において準用する前項と読み替えるものとする。

前項において準用する第八十五条第六項の規定による農林大臣の認可に係る貸付け若しくは債務の保証の目的」に改める。

第五十条の五第二項において準用する前項と読み替えるものとする。

前項において準用する第八十五条第六項の規定による農林大臣の認可に係る貸付け若しくは債務の保証の目的」に改める。

第五十条の五第二項において準用する前項と読み替えるものとする。

前項において準用する第八十五条第六項の規定による農林大臣の認可に係る貸付け若しくは債務の保証の目的」に改める。

第五十条の五第二項において準用する前項と読み替えるものとする。

第一項に規定する農作物共済に係る水稻に

當たり共済金額に、當該取扱皆無耕地ごと

用する。

一 第百六条第一項第二号又は第二項の単位

當たり共済金額に、當該取扱皆無耕地ごと

用する。

二 国債、地方債その他農林大臣の指定する

有価証券の取得

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金

銭信託



から徵収する負担金等をもつて」を「野菜供給安定基金は」に、「会員を通ずる」を「出荷団体を通ずる」に、「交付の業務を行なう」を「交付、指定消費地域におけるその安定的な供給を図るためにその買入れ、保管及び売渡しその他野菜の安定的な供給を図るための業務等を行う」に改める。

第十二条中「野菜生産出荷安定資金協会」を「野菜供給安定基金」に、「協会」を「基金」に改める。

第十三条中「協会」を「基金」に、「野菜生産出荷安定資金協会」を「野菜供給安定基金」に改める。

第十四条第一項中「協会」を「基金」に改める。第四章第一節中第十四条の次に次の二条を加える。

(民法の準用)  
第十四条の二 民法(明治二十九年法律第八十  
九号)第四十四条の規定は、基金について準用  
する。

第十五条第一項中「協会」を「基金」に、「行な  
う」を「行う」に改め、同項第一号中「会員との  
間に」を「基金が行う登録を受けた出荷団体(以  
下「登録出荷団体」という。)との間に」に、「会  
員に対し」を「登録出荷団体に対し」に改め、同  
項第二号中「前号」を「前各号」に改め、同号を  
同項第六号とし、同項第一号の次に次の四号を加  
える。

二 指定消費地域における農林省令で定める指  
定野菜の安定的な供給を図るためにその買入  
れ、保管及び売渡しを行うこと。

三 指定消費地域における野菜の安定的な供給  
を図るためにその買入、保管及び売渡しを行な  
うこと。

四 民法第三十四条の規定により設立された法  
人が行う対象野菜以外の野菜(指定野菜以外  
の野菜については、指定野菜に準ずるものと  
して農林省令で定めるものに限る。)の安定的  
な供給を図るために業務で第一号の業務に準  
ずるもの(農林省令で定める要件に適合する

ものに限る。)についての助成を行うこと。

五 前各号に掲げるものは、野菜の安定的な供給又はその流通若しくは消費の合理化を行なうための事業を行なうこと。

六 第十五条第三項中「協会」を「基金」に、「行な  
う」を「行つて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項との次に次の二項を加える。

2 基金は、前項の規定により行う業務のほか、  
指定消費地域における指定野菜の安定的な供給  
を確保することが特に困難であると認められる  
場合において当該指定消費地域に対するその出  
荷を促進するための出荷団体に対する助成その  
他野菜の安定的な供給を図るために必要な事  
業として農林省令で定めるものについての助成  
を行うことができる。

七 第十八条及び第十九条を削り、第十七条中「協  
会」を「基金」に、「会員」を「登録出荷団体」に  
改め、同条を第十九条とする。

八 第十六条中「協会」を「基金」に、「前条第一項  
第一号」を「第十五条第一項第一号」に、「会員」  
を「登録出荷団体」に改め、同条を第十八条とす  
る。

九 第十七条 基金は、業務開始の際、業務方法書を  
作成し、農林大臣の認可を受けなければならな  
い。これを変更しようとするときも、同様とす  
る。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林  
省令で定める。  
第十四条第三節の節名を削り、第二十条から第二  
十一条までを次のように改める。

十 第二十条から第二十四条まで 削除  
「第四節 設立」を「第三節 設立」に改める。

十一 第二十五条中「協会」を「基金」に、「その会員  
にならうとする七以上の法人」を「野菜の生産、  
流通及び消費について学識経験を有する者七人以  
上」に改める。

十二 第二十六条を削り、第二十七条第一項中「創  
立総会の終了後遅滞なく」及び「業務方法書」

を削り、同条第二項中「行なわれ」を「行われ」

に「対象野菜の生産及び指定消費地域に対する出  
荷の安定」を「野菜の供給の安定並びにその流通  
及び消費の合理化」に改め、同項第一号中「業  
務方法書」を削り、「法令又は法令に基づいてす  
る行政令の処分」を「法令」に改め、同項第二号

中「業務方法書」を削り、同項第三号中「協会」  
を「基金」に改め、同条を第二十六条とし、同条

の次に次の二条を加える。

十三 第二十七条 農林大臣は、前条第二項の規定によ  
り認可をしたときは、運送なく、発起人が推薦

した者のうちから、基金の理事長又は監事とな  
るべき者を指名する。

十四 前各号に掲げる法人のほか、農業協同組合  
の組合員に就する規定は、農業協同組合連合会  
の組合員に就する規定と同一とする。

又は農業協同組合連合会が主たる構成員とな  
つている法人その他の団体

格を有する出荷団体から同号の登録の申請があ  
つたときは、正当な理由がないのに、その登録  
を拒んではならない。

十五 第二十九条中「協会」を「基金」に改める。

十六 「第五節 管理」を「第四節 管理」に改める。  
第三十条の見出し中「に記載すべき事項」を削  
り、同条中「協会」を「基金」に改め、同条第四  
号から第九号までを次のように改める。

十七 四 駕駁に関する規定

十八 第二節 設立の認可を受けなければならない。  
十九 第二節 設立の認可を受けなければならない。  
二十 第二節 設立の認可を受けなければならない。

二十一 第二節 設立の認可を受けなければならない。

二十二 第二節 設立の認可を受けなければならない。

二十三 第二節 設立の認可を受けなければならない。

二十四 第二節 設立の認可を受けなければならない。

二十五 第二節 設立の認可を受けなければならない。

二十六 第二節 設立の認可を受けなければならない。

二十七 第二節 設立の認可を受けなければならない。

二十八 第二節 設立の認可を受けなければならない。

二十九 第二節 設立の認可を受けなければならない。

三十 第二節 設立の認可を受けなければならない。

三十一 第二節 設立の認可を受けなければならない。

三十二 第二節 設立の認可を受けなければならない。

三十三 第二節 設立の認可を受けなければならない。

三十四 第二節 設立の認可を受けなければならない。

二 前項の規定により指名された理事長又は監事  
となるべき者は、基金の成立の時において、第  
三十三条第一項の規定により、それぞれ理事長  
又は監事に任命されたものとする。

三 第二十八条の見出し中「理事への」を削り、同  
条中「設立の認可があつた」を「前条第一項の規  
定により理事長となるべき者が指名された」に、  
「理事に」を「理事長となるべき者に」に改める。

四 第二十九条中「協会」を「基金」に改める。

五 第二十九条中「設立の認可があつた」を「前条第一項の規  
定により理事長となるべき者が指名された」に、  
「設立の認可があつた」を「前条第一項の規  
定により理事長となるべき者が指名された」に改  
める。

六 第二十九条中「設立の認可があつた」を「前条第一項の規  
定により理事長となるべき者が指名された」に改  
める。

七 第二十九条中「設立の認可があつた」を「前条第一項の規  
定により理事長となるべき者が指名された」に改  
める。

八 第二十九条中「設立の認可があつた」を「前条第一項の規  
定により理事長となるべき者が指名された」に改  
める。

九 第二十九条中「設立の認可があつた」を「前条第一項の規  
定により理事長となるべき者が指名された」に改  
める。

十 第二十九条中「設立の認可があつた」を「前条第一項の規  
定により理事長となるべき者が指名された」に改  
める。

十一 第二十九条中「設立の認可があつた」を「前条第一項の規  
定により理事長となるべき者が指名された」に改  
める。

十二 第二十九条中「設立の認可があつた」を「前条第一項の規  
定により理事長となるべき者が指名された」に改  
める。

十三 第二十九条中「設立の認可があつた」を「前条第一項の規  
定により理事長となるべき者が指名された」に改  
める。

十四 第二十九条中「設立の認可があつた」を「前条第一項の規  
定により理事長となるべき者が指名された」に改  
める。

十五 第二十九条中「設立の認可があつた」を「前条第一項の規  
定により理事長となるべき者が指名された」に改  
める。

十六 第二十九条中「設立の認可があつた」を「前条第一項の規  
定により理事長となるべき者が指名された」に改  
める。

十七 第二十九条中「設立の認可があつた」を「前条第一項の規  
定により理事長となるべき者が指名された」に改  
める。

十八 第二十九条中「設立の認可があつた」を「前条第一項の規  
定により理事長となるべき者が指名された」に改  
める。

十九 第二十九条中「設立の認可があつた」を「前条第一項の規  
定により理事長となるべき者が指名された」に改  
める。

二十 第二十九条中「設立の認可があつた」を「前条第一項の規  
定により理事長となるべき者が指名された」に改  
める。

二十一 第二十九条中「設立の認可があつた」を「前条第一項の規  
定により理事長となるべき者が指名された」に改  
める。

二十二 第二十九条中「設立の認可があつた」を「前条第一項の規  
定により理事長となるべき者が指名された」に改  
める。

出することができる。

(役員の任命)

第三十三条规定 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2 理事は、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)

第三十四条 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることがある。

(役員の解任)

第三十五条 農林大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

2 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第三十六条 役員(非常勤の理事を除く。)は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に從事してはならない。ただし、農林大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第三十七条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。

(評議員会)

第三十八条 基金に、その運営に関する重要な事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十五人以内で組織する。

3 評議員は、野菜の生産、流通及び消費について学識経験を有する者のうちから、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員の任命) 第三十九条 基金の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第四十条 基金の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。

2 基金は、農林大臣の認可を受けて、これに借り入れることができる。

第四十条の次に次の節名を付する。

第五節 財務及び会計

第四十一条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日で終わる。

(事業年度)

第四十二条 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第四十三条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といいう。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書に告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に開する監事の意見を付けなければならない。

(利益及び損失の処理)

第四十四条 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、そ

の残余の額は、準備金として積み立てなければならぬ。

2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の準備金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰り損金として整理しなければならない。

(報告及び検査)

第四十五条 基金は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対してその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、基金の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合

し、又は第十九条の資金に繰り入れる場合を除いては、これを取り崩してはならない。

(借入金)

第四十五条 基金は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額限り、農林大臣の認可を受けて、これに借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基金)

第四十六条 基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(大蔵大臣との協議)

第五十三条 農林大臣は、次に掲げる場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

2 第十五条第二項、第十七条第二項又は第四

二 第十七条第一項又は第四十二条の認可をしよ

うとするとき。

3 第四十三条第一項又は第四十六条の承認を

する。

(農林省令への委任)

第四十七条 この法律に規定するもののはか、基金の財務及び会計に關し必要な事項は、農林省令で定める。

2 第四十八条 削除

第四章第六節及び第七節を次のように改める。

第六節 監督

第五十条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対してその

業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はそ

の職員に、基金の事務所その他の事業所に立ち

入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の

必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合

においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(附則)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 第二条 第二項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(旧法の暫定的効力)



一 退職年金又は障害年金 その年金の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間のうち二十年を超える年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下この項において「二十年を超える年数」という。）一年につき前項の規定による平均標準給与の月額とみなされた額の三分の一（二十年を超える年数のうち五年に達するまでの年数については、三分の二）に相当する額

第一項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者が八十歳以上の者である場合における前項の規定について、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

第一項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者が七十歳に達したとき（遺族年金を受ける権利を有する妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を第二項の規定に準じて算定した額に改定する。

第二項又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者が八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後その額を第三項の規定に準じて算定した額に改定する。

第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の十二の次に次の三条を加える。

（昭和五十一年度における新法の規定による年金の額の改定）

第一条の十三 第二条の十一第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年

額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額にその年額が別表第八の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乘じて得た額（その年額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額）をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法、附則第三項の規定による改正前の三十九年改正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改正前の四十一年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

第一項の規定を適用して算定した額に改定する。

第一条の八第二項から第五項までの規定は、前二項の規定によつて準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意團結組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替えるものとする。

第二条の十四 第二条の十二第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、これらの規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額にその年額が別表第八の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その年額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額)をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定

による改正前の法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改正前の四十一年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

**第二条の十五** 第二条の十二第三項の規定の適用年金額の改定の場合について準用する。

額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額にその年額が別表第八の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その年額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の中欄に掲げる額をその乘じて得た額に加算して得た額）をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法附則第一項の規定による改正前の四十一年改正法附則第三項の規定による改正前の法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法附則第三項の規定による改正前の四十一年改正法附則第三項の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第二項から第五項までの規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替えるものとする。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の十五 第二条の十二第三項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額にその年額が別表第八の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その年額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の中欄に掲げる額をその乘じて得た額に加算して得た額）をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法附則第一項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法附則第三項の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の十四 第二条の十二第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、これらの中欄に掲げる年額のいづれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その年額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の中欄に掲げる額をその乘じて得た額に加算して得た額）をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法附則第一項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法附則第三項の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の十五 第二条の十二第三項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額にその年額が別表第八の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その年額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の中欄に掲げる額をその乘じて得た額に加算して得た額）をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法附則第一項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法附則第三項の規定を適用して算定した額に改定する。

しての障害給付の請求をした任意組合に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、その給付事由が生じた日におけるその年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額（その給付事由が昭和四十九年八月三十一日以前に生じた年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額にあつては、これらの年額が、それぞれ、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第二十一条第一項及び第三項又は四九年改正法第二条の規定による改正後の三十九年改正法附則第四条第五号の規定が、その給付事由が生じた日に施行されていたとしたならばその年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額）にその年額が別表第八の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その年額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をそのまま乗じて得た額に加算して得た額）をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改正後の四十一年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

第一項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替えるものとする。

(昭和五十一年六月以前の資格喪失等に係る退職年金等の最低保障に係る改定及び遺族年金の額に係る加算の特例)

第三条の六 第三条の四第一項の規定は、昭和五十一年六月三十日以前に第一条第一項の資格の喪失をし、若しくは第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に旧法第三十九条第一項若しくは新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格の喪失、資格喪失事由又は障害給付の請求に係る退職年金、障害年金及び遺族年金(以下「昭和五十一年六月以前の年金」と総称する。)の額の改定について準用する。この場合において、第三条の四第一項中「第一条の六、第二条の九又は第二条の十」とあるのは「第一条の八、第二条の十三、第一条の十四又は第二条の十五」と、「年金額」とあるのは「年金額(新法の規定による遺族年金については、その額につき昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第号。以下「五十二年改正法」という。)第二条の規定による改正後の法第四十六条の五の規定の適用がある場合(同条の規定が昭和五十一年七月一日から適用されるとするならば同条の規定が適用されることとなる場合を含む。)には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額」と、「同年九月分以後」とあるのは「昭和五十一年七月分以後」と、「三十二万三千六百円」とあるのは「五

「十五万円」と、「二十四万千二百円」とあるのは「四十一万二千五百円」と、「十六万八百円」とあるのは「一十七万五千円」と、「十二万六百円」とあるのは「二十万六千三百円」と、「八万四百円」とあるのは「十三万七千五百円」と読み替えるものとする。

2 昭和五十一年六月以前の年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したとき（遺族年金を受ける権利を有する者、妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く）は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

3 第一条の八の規定又は第一項において準用する第三条の第四第一項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者が遺族年金を受ける権利を有する妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、その額に当該各号に掲げる額を加算して得た額をもつて当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法（大正十二年法律第四十八号）による扶助料その他遺族年金に相当する年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く）二万四千円

第四条の三の次に次の二条を加える。

(昭和五十一年度における通算退職年金の額の改定)

第四条の四 前条第二項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、第四条第一項及び第二項の規定の例により算定した額に改定する。この場合において、同条第一項第三号中「みなして」とあるのは「みなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第二十一条第一項及び第三項の規定がそのみなされた退職年金に係る第一条第一項の資格の喪失の日に施行されていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額より少ないときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の月額」を求め、その月額を基礎として、「第一条の五第一項」とあるのは「第一条の八第一項」と、同条第二項中「割合」とあるのは「割合（その割合が百分の八十より少ないときは「百分の八十」と読み替えるものとする。」

2 前項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十一年八月分以後、その額を、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

この場合において、同項中「同条第一項第二号中」とあるのは「同条第一項第一号中「二十四万円」とあるのは「三十九万六千円」と、同項第二号中」と読み替えるものとする。

3 前条第三項から第五項までの規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、第四条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第三項第二号中

しへは第二項とあるのは「第二条の十三第一項、第二条の十四第一項又は第二条の十五第一項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中の「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)」と読み替えるものとする。

4 前項の規定の適用を受ける通算退職年金については昭和五十一年八月分以後、その額を、同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「同条第三項第二号中」とあるのは、「同条第三項第一号中「二十四万円」とあるのは「三十九万六千円」と、同項第二号中」と読み替えるものとする。

5 昭和四十九年四月一日以後昭和五十年三月三十日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員についての該当資格喪失事由に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、第四条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第三項第一号中「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二条の十五第二項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)」と読み替えるものとする。

6 前項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十一年八月分以後、その額を、同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「同条第三項第二号中」とあるのは「同条第三項第一号中「二十四万円」とあるのは「三十九万六千円」と、同項第二号中」と読み替えるものとする。

7 旧法第三十七条の「第六項、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法第三十七条の三第五項又は四十九年改正法第一条の規定

による改正後の法第三十七条の三第六項の規定の適用を受けた通算退職年金については、

これらの規定による合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前各項の規定に準じて算定した額の合算額をもつて改定年額とする。

8 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第五条中「第二条の十二」を「第二条の十五」に、「前三条」を「第四条から前条まで」に改める。附則に次の四項を加える。

18 附則第十四項の規定は、昭和五十一年七月一日以後に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以後に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る退職年金、障害年金及び遺族年金（五十一年改正法第二条の規定による改正後の法第四十六条の六の規定の適用がある遺族年金を除く。次項において「昭和五十一年七月以後の年金」と総称する。）の額に準用する。この場合において、附則第十四項中「その額が」とあるのは「その額（遺族年金については、その額につき五十年改正法第二条の規定による改定後の法第四十六条の五の規定の適用がある場合には、その額から同条の規定により計算されるべき額に相当する額を控除した額）が」と、「三十二万六千円」とあるのは「五十五万円」と、「二十四万九千二百円」とあるのは「四十一万二千五百円」と、「十六万八百円」とあるのは「二十七万五千円」と、「十二万六百円」とあるのは「二十万六千三百円」と、「八万四百円」とあるのは「十三万七千五百円」と読み替えるものとする。

19 円」と読み替えるものとする。  
昭和五十一年七月以後の年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したとき（遺族年金を受ける権利を有する妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

20 附則第十八項において準用する附則第十四項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、その額に当該各号に掲げる額を加算して得た額をもつて当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法による扶助料その他遺族年金に相当する年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する場合は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円  
二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円  
三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）二万四千円

21 附則第十八項において準用する附則第十四条の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

別表第七の次に次の一表を加える。

別表第八（第一条の八、第二条の十三—第二条の十五関係）

年額の区分	率	額
六五二、〇〇〇円未満	一・一一五	一六、三〇〇円
六五一、〇〇〇円以上八六一、五三八円未満	一・〇九〇	一六、三〇〇円

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）  
第二条 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条」を「第四十五条の二」に改める。

第二十条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額
一	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
二	六〇、〇〇〇円	六二、〇〇〇円未満
三	六四、〇〇〇円	六六、〇〇〇円未満
四	六八、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円未満
五	七二、〇〇〇円	七四、〇〇〇円未満
六	七六、〇〇〇円	七八、〇〇〇円未満
七	八〇、〇〇〇円	八二、五〇〇円未満
八	八五、〇〇〇円	八七、五〇〇円未満
九	九〇、〇〇〇円	九二、五〇〇円未満
十	九五、〇〇〇円	九七、五〇〇円未満
十一	一〇〇、〇〇〇円	一〇二、五〇〇円未満
十二	一〇五、〇〇〇円	一〇七、五〇〇円未満
十三	一一〇、〇〇〇円	一一五、五〇〇円未満
十四	一二〇、〇〇〇円	一二五、五〇〇円未満
十五	一三〇、〇〇〇円	一三五、五〇〇円未満
十六	一四〇、〇〇〇円	一四五、五〇〇円未満
十七	一五〇、〇〇〇円	一五六、五〇〇円未満
十八	一六〇、〇〇〇円	一六五、五〇〇円未満
十九	一七〇、〇〇〇円	一七五、五〇〇円未満
二十	一八〇、〇〇〇円	一八五、五〇〇円未満
二十一	一九〇、〇〇〇円	一九五、五〇〇円未満
二十二	二〇〇、〇〇〇円	二〇五、五〇〇円未満
二十三	二一〇、〇〇〇円	二一五、五〇〇円未満
二十四	二二〇、〇〇〇円	二二五、五〇〇円未満
二十五	二三〇、〇〇〇円	二三五、五〇〇円未満
二十六	二四〇、〇〇〇円	二四五、五〇〇円未満

第一級	第二級	第三級	第四級	第五級	第六級	第七級	第八級	第九級	第十級	第十一級	第十二級	第十三級	第十四級	第十五級	第十六級
三〇〇円	三〇〇〇円	三〇〇〇〇円	三〇〇〇〇〇円	三〇〇〇〇〇〇円	三〇〇〇〇〇〇〇円	三〇〇〇〇〇〇〇〇円	三〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	三〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	三〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	三〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	三〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	三〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	三〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	三〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	三〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
二五〇円	二六〇〇円	二七〇〇〇円	二八〇〇〇〇円	二九〇〇〇〇〇円	三〇〇〇〇〇〇〇円	三一〇〇〇〇〇〇〇円	三二〇〇〇〇〇〇〇〇円	三三〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	三四〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	三四〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	三四〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	三四〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	三四〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	三四〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	三四〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
一五〇円	一六〇〇円	一七〇〇　円	一八〇　　円	一九　　　　円	二〇　　　　　円	二一　　　　　　円	二二　　　　　　　円	二三　　　　　　　　円	二四　　　　　　　　　円	二五　　　　　　　　　　円	二六　　　　　　　　　　　円	二七　　　　　　　　　　　　円	二八　　　　　　　　　　　　　円	二九　　　　　　　　　　　　　　円	三〇　　　　　　　　　　　　　　　円
一〇〇円	一一〇　円	一二　　　円	一二〇　　　　円	一二〇　　　　　　円	一二〇　　　　　　　　円	一二〇　　　　　　　　　　円	一二〇　　　　　　　　　　　円	一二〇　　　　　　　　　　　　円	一二〇　　　　　　　　　　　　　円	一二〇　　　　　　　　　　　　　　円	一二〇　　　　　　　　　　　　　　　円	一二〇　　　　　　　　　　　　　　　　円	一二〇　　　　　　　　　　　　　　　　　円	一二〇　　　　　　　　　　　　　　　　　　円	一二〇　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

第二十二条中「若しくは日額又は給付の額を「又は日額」に改め、同条を同条第二項とし同条に第一項として次の二項を加える。

給付を受ける権利を決定し、又は給付の額を改定する場合において、その決定に係る給付の額又は改定後の給付の額に五十円に満たない場合は、

第二十三条の二の見出し中「調整」を「調整  
ない端数を生じたとき又はその全額が五十円以上  
に満たないときはこれを切り捨て、五十円以下  
に満たないときはこれより捨てて、五十円以下  
に満たないときはこれを切り上げる。  
全額が五十円以上百円に満たないときはこれ  
を百円に切り上げる。

4  
遺族年金を受ける権利を有する者には、通常遺族年金は、支給しない。

第二十四条第一項中「遺族給付」の下に「(通算遺族年金を除く。第二十六条において同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。

組合員又は組合員であつた者の親族で厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第五十九条の規定により同法の賃族年金を受取

第一二八条中「第二十四条、第二十六条及び」を「第二十四条第一項及び第二項、第二十六条並びに」に改める。

第二十九条中「(昭和二十九年法律第百十五

二四五、○○○円以上	二五五、○○○円未満
二五五、○○○円以上	二六五、○○○円未満
二六五、○○○円以上	二七五、○○○円未満
二七五、○○○円以上	二八五、○○○円未満
二八五、○○○円以上	二九五、○○○円未満
二九五、○○○円以上	三〇五、○○○円未満
三〇五、○○○円以上	三一五、○○○円未満
三一五、○○○円以上	三二五、○○○円未満
三三五、○○○円以上	三三五、○○○円未満
三三五、○○○円以上	三三五、○○○円未満

は任意継続組合員である間に」に改め、同条第一項中「なおつた」を「治つた」に、「(三)年」を「一年六月」に、「なおらない」を「治らない」に改める。

この節に定めるもののほか、政令で定めることによる。

第三十九条の三第

を「三十九万六千円」に、「十年」を「十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改め、同条第二項第一号中「十年を達しない」を「二

年以上十年未満である場合及び組合員期間が一年未満であり、かつ、公的年金合算期間が一年

十五年」に、「十年」を「五年」に改める。

十五年に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改め、同条第六項第一号中「に達しない」を「未満である」に改める。

第四十四条第三項中「第三十八条の二」の下に、「第四十九条の三」を加える。

第四十五条第一項中「引き継ぎ一年以上組合員又は任意継続組合員」を「組合員期間が一年以上」に改め、同条第二項中「同項中」を「同

条第一項中「一年六月」とあるのは「三年」と、「なおつた」を「治つた」に、「なおらない」

を「沿たない」に「あるの」を「ある」に改め、同条第三項中「引き続き一年以上組合員又は任意組合員」を「組合員期間

が「一年以上」に、「その一年を経過する」を「細  
合員期間が一年となる」に、「なおらない」を「治  
らぬ」、一<sub>二</sub>二改まる。

第三章第三節中第四十五条の次に次の二条を加える。

## (公的年金合算期間保有組合員に係る障害給付)

第四十五条の二 組合員期間が一年未満であり、かつ公的年金合算期間を一年以上有する組合員（以下「公的年金合算期間保有組合員」という。）であつた者に係る障害給付については、

この節に定めるもののか、政令で定めるところによる。



る。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第十号中「三百七十二万円」を「四百八万円」に改める。

附則第六条第一項ただし書中「三十二万六百円」を「五十五万二千円」に改め、同条第三項中「三百分の一」を「三百分の二(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の規定の適用を受ける退職年金を受ける権利を有する者が八十歳以上の者である場合における前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

附則第七条第六項中「第一条の七」を「第一条の八」に改める。

附則第十二条第三項第一号中「四十二万円」を「五十五万円」に改め、同項第二号中「三十万五千円」を「四十二万三千五百円」に改め、同項第三号中「二十一万円」を「二十七万五千円」に改める。

附則第十三条第三項及び附則第十五条第四項中「三百分の一」を「三百分の二(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)」に改める。

附則第十六条第二項中「三百分の一」を「三百分の二(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)」に改め、同条第三項を次のよう改める。

附則第六条第一項ただし書中「三十二万六百円」を「五十五万二千円」に改め、同条第三項中「三百分の一」を「三百分の二(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)」に改め、同条第四項を次のように改める。

附則第十二条第三項第一号中「四十二万円」を「五十五万円」に改め、同項第二号中「三十万五千円」を「四十二万三千五百円」に改め、同項第三号中「二十一万円」を「二十七万五千円」に改める。

附則第十三条第三項及び附則第十五条第四項中「三百分の一」を「三百分の二(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)」に改める。

附則第十六条第二項中「三百分の一」を「三百分の二(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)」に改め、同条第三項を次のよう改める。

附則第十六条第二項中「三百分の一」を「三百分の二(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)」に改め、同条第三項を次のよう改める。

附則第十六条第二項中「三百分の一」を「三百分の二(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)」に改め、同条第三項を次のよう改める。

附則第十六条第二項中「三百分の一」を「三百分の二(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三百分の一)」に改め、同条第三項を次のよう改める。

3 第一項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が八十歳以上の者である場合における前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

三 第二条中農林漁業団体職員共済組合法第三項、附則第六条及び附則第七条の規定、公布の日より政令で定める日

2 改正後の法第三十七条第一号の規

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二条中農林漁業団体職員共済組合法第三十六条第二項、第三十六条の二第一号、第三十七条第四項第一号、第三十七条の二第五項第一号、第三十七条の三第三項第一号、第三十七条の三第三項第二号及び第三十七条の三第三項第三号

十六条第二項、第三十六条の二第一号、第三十六条第二項第一号及び第三十六条第二項第三号

十七条第四項第一号、第三十七条の二第五項第一号、第四十六条第二項、第四十六条の二第一号、第四十六条の三第一項並びに第四十六条の四第一項及び第二項(第二号を除く)、第四十二条第一項第五項第一号及び第五項第二号

十九条の三第一項第一号及び第二項(第二号を除く)、第四十二条第一項第五項第一号及び第五項第二号

二第一号、第四十六条の三第一項並びに第四十六条の四の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定(第四十六条の五に係る部分に限る)並びに別表第二の改正規定、第三条中

二第一号、第四十六条の三第一項並びに第四十六条の四の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定(第四十六条の五に係る部分に限る)並びに別表第二の改正規定、第三条中

十九条の三第一項第一号及び第二項(第二号を除く)、第四十二条第一項第五項第一号及び第五項第二号

から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(標準給与に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に組合員の資格を取得して施行日まで引き続き組合員の資格を有する者(昭和五十一年七月から同年九月までの標準給与が改定されるべき者を除く。)のうち、同月の標準給与の月額が五万六千円以下である者又は三十一万円である者(給与月額が三十一万五千円未満である者を除く。)の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改正する。

(端数処理に関する経過措置)

第三条 改正後の法第二十二条第一項の規定は、施行日以後に生じた事由に基づいて行う給付を受ける権利の決定又はその額の改定について行う給付を受ける権利の決定又はその額の改定については、なお前例による。

(退職年金等の額に関する経過措置)

第四条 改正後の法第三十六条第二項ただし書、第三十六条第二号、第四十四条第三項並びに第四十五条第一項及び第三項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第四十六条第一項第三号の改正規定並びに第三項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第四十六条第一項第五項第一号及び第五項第二号

第五条 第二条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第三十九条第一項第二号及び第三項若しくは第三項の規定は、職務によらない病気又は負傷及びこれらにより生じた病気(以下「傷病」という。)について附則第四十五条第一項

第六条 附則第一条第三号の改令で定める日前に療養の給付されていたとしたならば同号の政令で定める日前にその者が障害年金を受ける権利を有する

こととなるときは、その者には同日の属する月から同条第一項の規定による障害年金を支給す

ることとなる。

(他の公的年金制度から遺族年金が支給される場合の経過措置)

第七条 改正後の法第四十六条の六の規定は、附則第一条第二号の政令で定められる日の前日ににおいて現に第二条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法の規定による遺族年金を受ける権利を有する者の当該年金については、適用しない。

(通算遺族年金に関する経過措置)

第八条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)附則第四十二条第一項又は第三項に規定する者は、改正後の法第四十九条の三の規定の適用については、農林漁業団体職員共済組合法第三十七条の三第二項第一号に該当するものとみなす。

定は、昭和五十年四月一日から昭和五十一年七月三十一日までの間に給付事由が生じた給付についても、同年八月分以後適用する。

(障害年金及び障害一時金に関する経過措置)

第五条 第二条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第三十九条第一項第二号又は

第六条 附則第一条第三号の改令で定める日前に療養の給付されていたとしたならば同号の政令で定める日前にその者が障害年金を受ける権利を有する

こととなるときは、その者には同日の属する月から同条第一項の規定による障害年金を支給す

ることとなる。

(他の公的年金制度から遺族年金が支給される場合の経過措置)

第七条 改正後の法第四十六条の六の規定は、附則第一条第二号の政令で定められる日の前日に

において現に第二条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法の規定による遺族年金を受ける権利を有する者の当該年金については、適用しない。

(通算遺族年金に関する経過措置)

第八条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)附則第四十二条第一項又は第三項に規定する者は、改正後の法第四十九条の三の規定の適用については、農林漁業団体職員共済組合法第三十七条の三第二項第一号に該当するものとみなす。

第八条 改正後の三十九年改正法附則第六条第三項及び第四項、第十三条第三項、第十五条第四項並びに第十六条第二項及び第三項の規定は、

昭和五十年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付についても、昭和五十一年七月分以後適用する。

(旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置)

第九条 改正後の三十九年改正法附則第四条第十号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 この附則に規定するもののほか、給付及び標準給与に関する規定の施行に関して必要な事項は、政令で定める。

#### 理由

農林漁業団体職員共済組合法による給付に關し、他の共済組合制度に準じて、既裁定年金の額の改定、年金の最低保障額の引上げ、障害年金及び遺族年金等の受給資格の緩和、遺族年金の給付水準の改善、通算遺族年金制度の創設、標準給与の月額の上下限の引下げ等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

